

# 小城市次世代育成支援 後期地域行動計画

平成22年3月

小 城 市



# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	2
1. 策定の背景.....	2
2. 計画策定の趣旨.....	4
3. 計画の性格・位置付け.....	4
4. 計画の対象・期間.....	4
第2章 小城市の子育て環境の現状.....	8
1. 小城市の現況.....	8
(1) 人口推移.....	8
(2) 世帯数推移.....	9
(3) 就業構造.....	12
(4) 住宅の状況.....	12
(5) 出生数、初婚年齢.....	13
第3章 アンケート調査結果からみた子どもを取り巻く状況.....	16
1. 調査方法.....	16
2. 保護者のアンケート調査結果.....	17
(1) 父親及び母親の就労状況.....	17
(2) 現在就労していない母親の就労意欲.....	17
(3) 就学前児童の母親の出産前後の就労状況.....	18
(4) 保護者の子育てに関する意識とかわり.....	19
(5) 子どもとの外出の際に困ること・困ったこと.....	21
3. 就学前児童アンケート調査結果.....	22
(1) 保育サービスの利用状況.....	22
(2) 希望する保育サービス.....	22
(3) 希望する子育て支援サービス.....	23
(4) 小学校入学時における放課後の過ごし方.....	23
(5) 育児休業制度利用状況.....	24
4. 小学校児童アンケート調査結果.....	25
(1) 放課後児童クラブの利用状況.....	25
(2) 希望する子育て支援サービス.....	26
5. アンケート調査の自由回答まとめ.....	27

(1)[未就学児保護者]自由回答まとめ.....	27
(2)[小学生保護者]自由回答まとめ.....	28
6. 入園前の子どもを持つ保護者のヒヤリング調査まとめ.....	29
(1)小城市児童センターヒヤリング.....	29
(2)保健福祉センターヒヤリング.....	30
<b>第4章 計画の基本的方向.....</b>	<b>32</b>
1. 基本理念.....	32
2. 基本的視点.....	33
3. 基本目標.....	34
4. 施策の柱.....	35
5. 施策体系.....	36
6. 戦略プロジェクト.....	38
<b>第5章 計画の具体的展開.....</b>	<b>40</b>
1. 地域における子育ての支援.....	40
(1) 地域における子育て支援サービスの充実.....	41
(2) 子どもの健全育成.....	47
(3) 経済的支援の充実.....	48
2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進.....	49
(1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保.....	50
(2) 子どもの健やかな成長と育児不安の軽減.....	51
(3) 食育の推進.....	56
(4) 思春期の保健対策と健康教室の推進.....	57
(5) 小児医療の環境整備等.....	58
(6) 不妊に関する取り組み.....	59
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	60
(1) 次代を担う親の育成.....	61
(2) 家庭や地域の教育力の向上.....	62
(3) 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境等の整備.....	64
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	69
4. 子育てを支援する生活環境の整備.....	70
(1) 良質な住宅の確保.....	71
(2) 良好な居住環境の確保.....	72
(3) 安全な道路交通環境の整備.....	73
(4) 安心して外出できる環境の整備.....	74
(5) 安全・安心なまちづくりの推進等.....	75

5. 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現の推進	76
(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	77
(2) 仕事と子育ての両立の推進	78
6. 子ども等の安全の確保	79
(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	80
(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	82
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	83
(1) ひとり親家庭等の自立支援の促進	84
(2) 障がいのある子どもへの支援	86
(3) 児童虐待等対策の充実	88

第6章 資料	92
1. 全国共通で設定が期待される事業項目と目標水準	92
2. 小城市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	95
3. 小城市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	97



# 第1章

## 計画策定にあたって

---

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 策定の背景

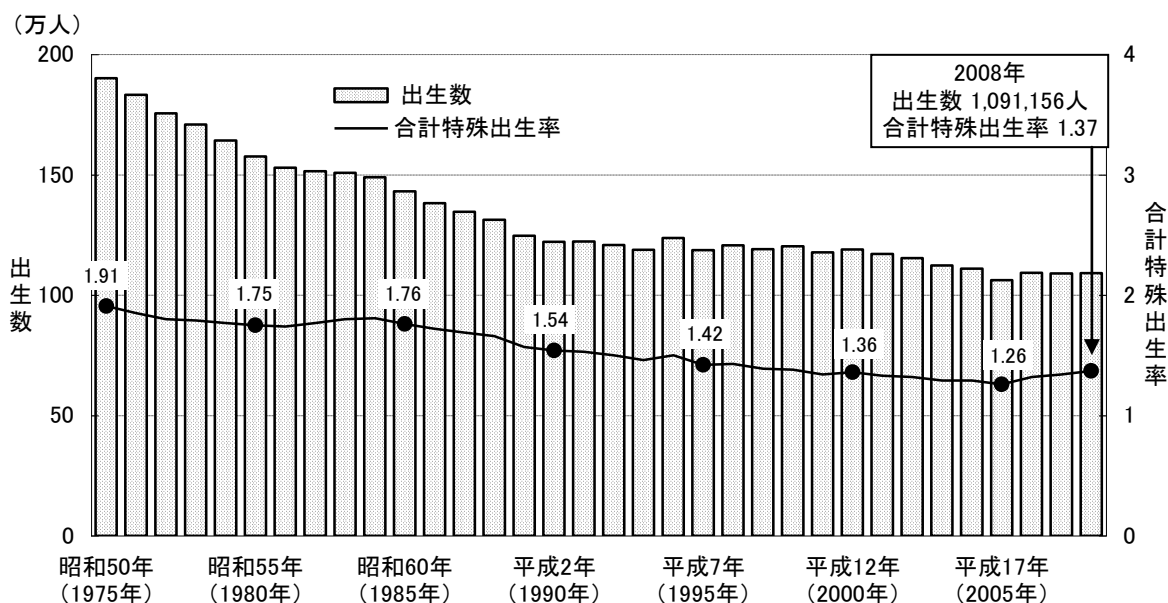
我が国の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は人口を維持するのに必要とされる2.08という数値を大きく下回り、平成17年に1.26と最低を記録しました。その後、若干持ち直してはいますが、平成20年に1.37となっています。

急速な少子化の進行は、我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を及ぼすことから、少子化の流れを変えるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取組みを推進することとなりました。さらに、平成17年1月に「改正児童福祉法」が施行され、平成19年12月には「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする取組みとした「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられるなど、総合的な少子化対策を推進することが求められています。

「次世代育成支援対策推進法」では、市町村は、国が示す行動計画指針に即して、地域における次世代育成支援対策の実施に関する行動計画を前期と後期に分けて策定するものとされていますが、本計画は後期の行動計画にあたります。

本市は、平成17年3月1日、旧小城町、旧三日月町、旧牛津町、旧芦刈町の4町が合併し小城市となり、4月1日より直ちに前期行動計画が施行されました。合併後の本市の子育て関連施設は、右図のようになっています。

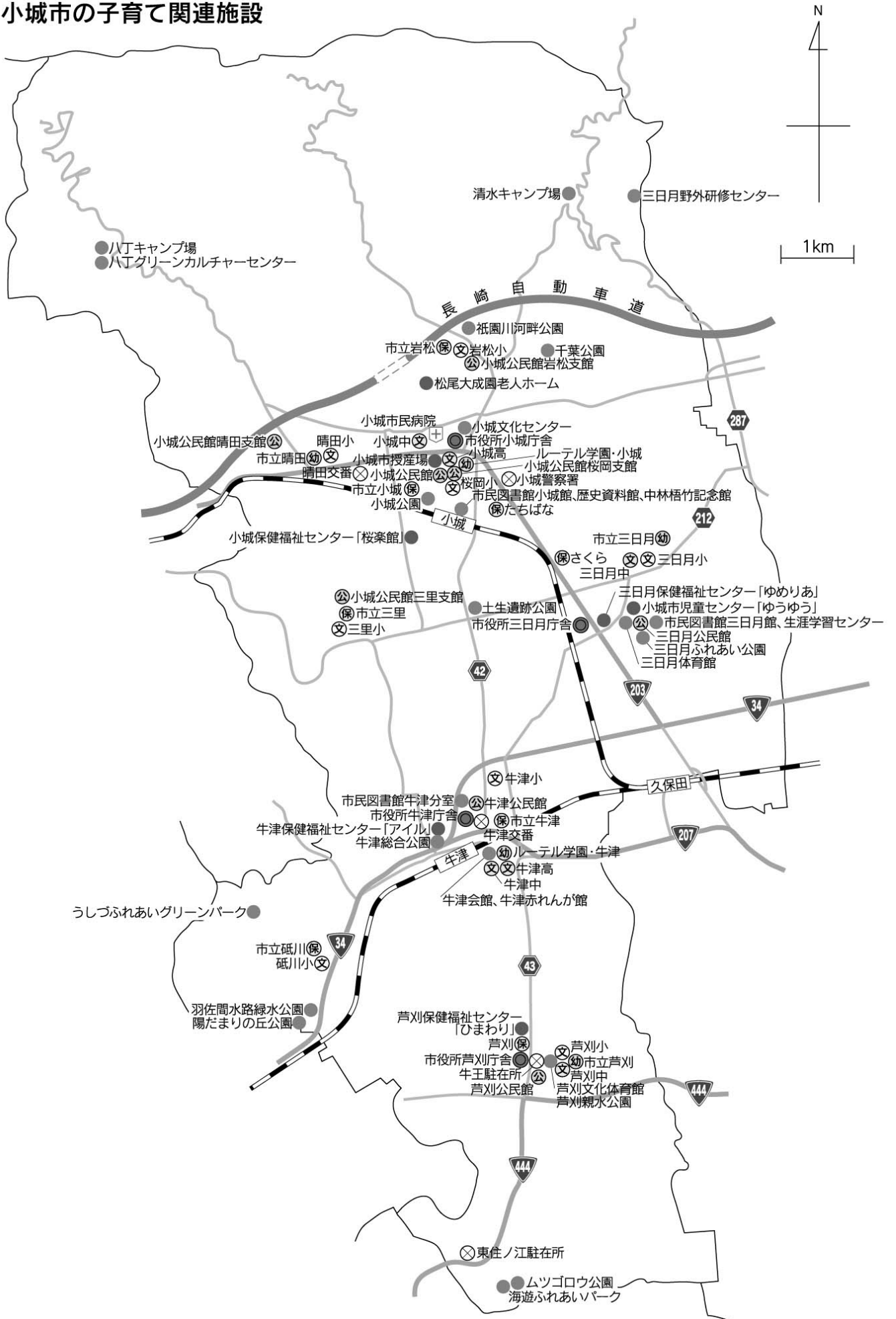
◆出生数と合計特殊出生率の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態統計」。



# 小城市の子育て関連施設



## 2. 計画策定の趣旨

すべての子どもと子育て家庭を地域社会全体で見守り、支援することにより、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される地域社会の形成を図るとともに、命の大切さや子育ての喜びを知る次代の親を育てるとともに子育て当事者の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現を目的として小城市次世代育成支援後期地域行動計画を策定することとします。

## 3. 計画の性格・位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、小城市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。

また、教育や母子保健などあらゆる分野の取組みを総合的・一体的に推進するため、総合計画等の上位計画や関連する計画と整合性をもった計画として位置付けることとなります。

## 4. 計画の対象・期間

### (1) 計画の対象となる者

この計画の対象となる者は、すべての子どもと子育て中の家庭、地域社会、事業者、職場、各種団体等、小城市に関わりのあるすべての市民を対象とします。

### (2) 子どもの範囲

この計画でいう子どもとは、18歳未満のものをいいます。

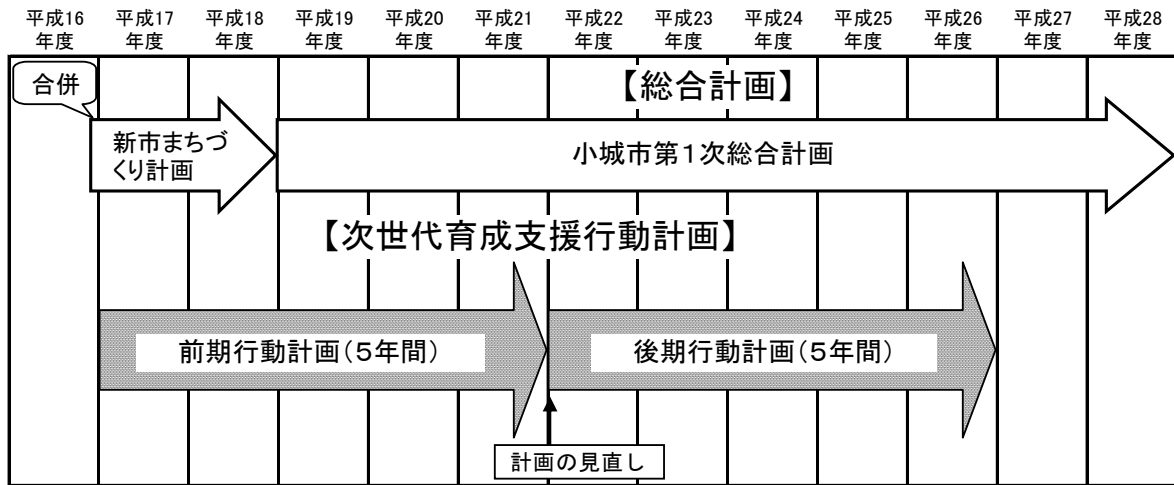
### (3) 計画の対象とする分野

この計画の対象となる分野は、福祉、保健、教育、医療、労働、住宅、生活環境などすべての子育てに関連する分野とします。

### (4) 計画の期間

次世代育成支援対策推進法では、市町村が施策する行動計画は平成17年4月1日に施行し、5年毎に5年を1期として策定するものとされています。

これを受け、前期行動計画終了年度の平成21年度に必要な見直しを行った上、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期行動計画を策定するものです。





## 第2章

# 小城市の子育て環境の現状

---

---

## 第2章 小城市の子育て環境の現状

### 1. 小城市の現況

#### (1) 人口推移

小城市の人口動向は、昭和50年から平成18年までの人口増加、そして、推計による平成22年以降は、総人口は46,000人以上で横ばいもしくは微減傾向と予想されます。

年少人口（0～14歳人口）については平成7年以降減少しており、平成21年の年少人口は7,292人となっています。

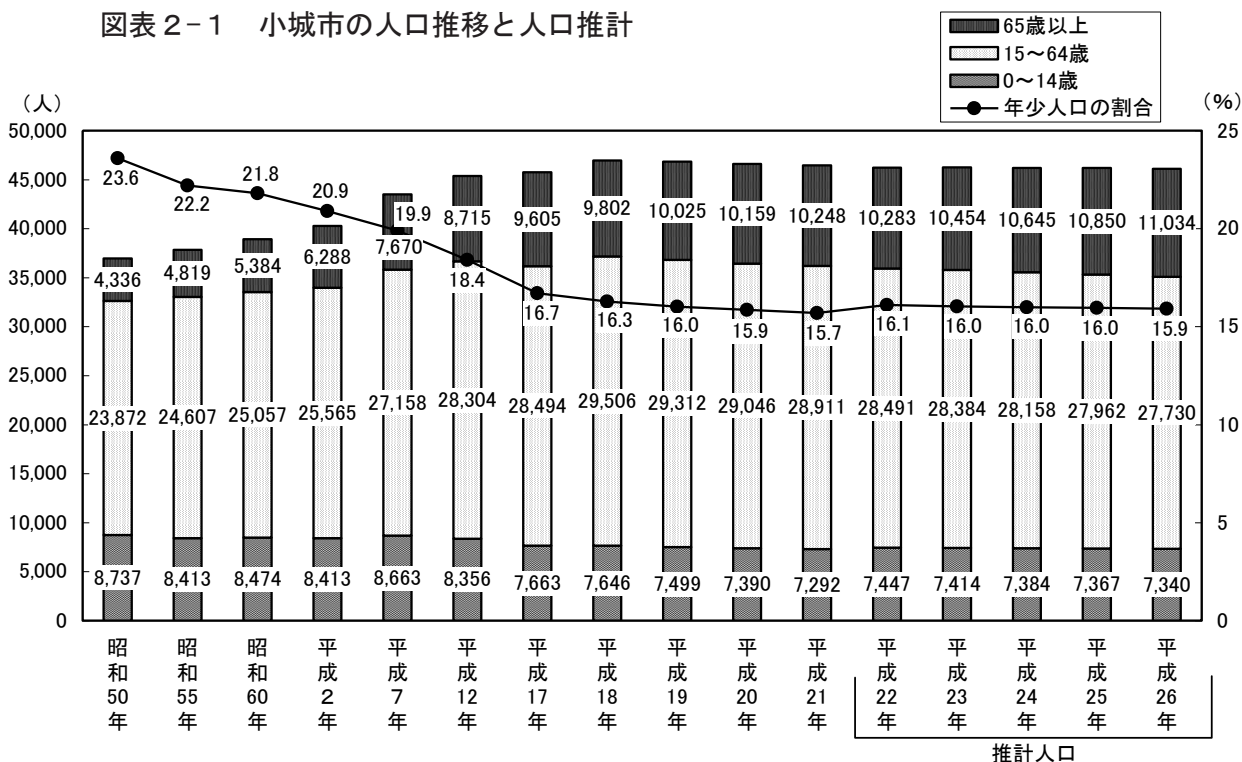
コーホート要因法による人口推計では平成26年には総人口46,104人、年少人口7,340人となっています。

※「コーホート要因法」について

コーホートとは同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指します。

「コーホート要因法」とは各コーホートについて「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

図表 2-1 小城市の人口推移と人口推計



資料：昭和50年から平成17年までの人口は総務省「国勢調査」  
平成18年から平成21年の人口については住民基本台帳

図表 2-2 小城市の人口推計

		全 体	男	女
平成21年4月1日(実績)	総人口	46,451	21,958	24,493
	0～14歳	7,292	3,721	3,571
	15～64歳	28,911	14,140	14,771
	65歳以上	10,248	4,097	6,151
平成22年10月1日(推計)	総人口	46,221	21,722	24,499
	0～14歳	7,447	3,883	3,564
	15～64歳	28,491	13,769	14,722
	65歳以上	10,283	4,070	6,213
平成23年10月1日(推計)	総人口	46,252	21,743	24,509
	0～14歳	7,414	3,869	3,545
	15～64歳	28,384	13,714	14,670
	65歳以上	10,454	4,160	6,294
平成24年10月1日(推計)	総人口	46,187	21,740	24,447
	0～14歳	7,384	3,854	3,530
	15～64歳	28,158	13,597	14,561
	65歳以上	10,645	4,289	6,356
平成25年10月1日(推計)	総人口	46,179	21,770	24,409
	0～14歳	7,367	3,849	3,518
	15～64歳	27,962	13,496	14,466
	65歳以上	10,850	4,425	6,425
平成26年10月1日(推計)	総人口	46,104	21,765	24,339
	0～14歳	7,340	3,839	3,501
	15～64歳	27,730	13,375	14,355
	65歳以上	11,034	4,551	6,483

資料：平成21年は「住民基本台帳」より  
平成22年～26年は国勢調査人口のコーホート要因法による推計

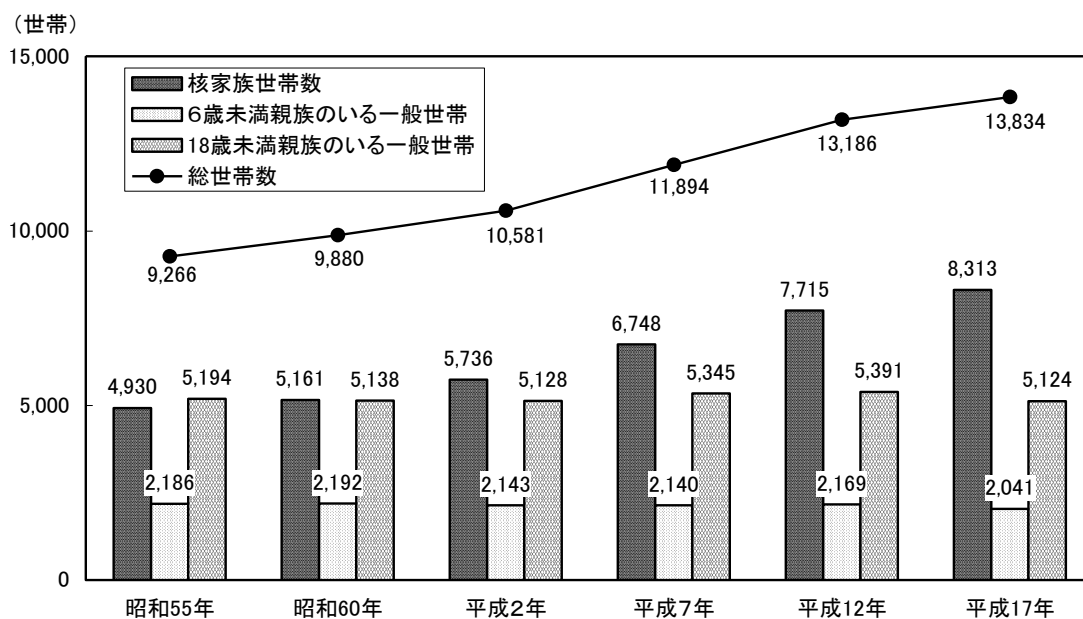
## (2) 世帯数推移

本市の世帯数については年々増加傾向にあり、平成2年から平成17年の間に10,581世帯から13,834世帯と3,253世帯増加しています。特に核家族世帯の増加が顕著で、平成2年から平成17年の間に2,577世帯増加しています。「6歳未満親族のいる世帯」、「18歳未満親族のいる世帯」はほぼ横ばいです。

こうしたことから、本市においては、核家族が増加していることがわかります。これらの現状を考えると、子育て環境の整備がより必要な環境にあるといえます。

また、ひとり親家庭が増加しており、このような家庭への支援も求められます。

図表 2-3 世帯数推移



資料: 総務省「国勢調査」

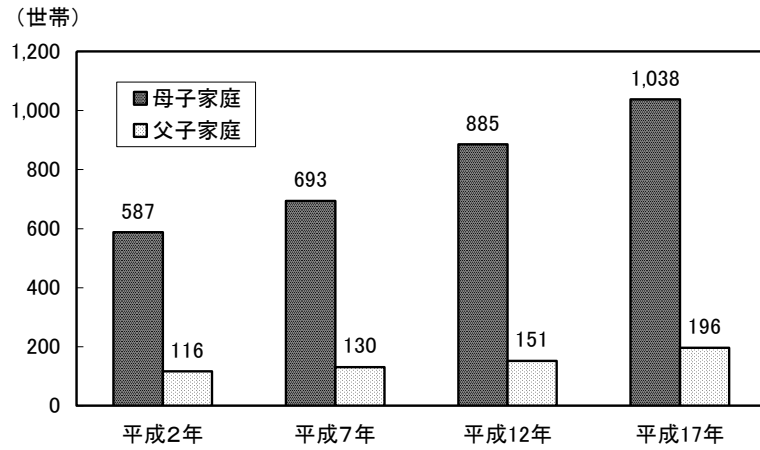
図表 2-4 世帯数等の推移

	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)
総世帯数	9,880	100.0	10,581	100.0	11,894	100.0	13,186	100.0	13,834	100.0
核家族世帯数	5,161	52.2	5,736	54.2	6,748	56.7	7,715	58.5	8,313	60.1
夫婦のみの世帯数	1,281	13.0	1,469	13.9	1,845	15.5	2,164	16.4	2,446	17.7
夫婦と子どもの世帯数	3,293	33.3	3,564	33.7	4,080	34.3	4,515	34.2	4,633	33.5
男親と子ども	81	0.8	116	1.1	130	1.1	151	1.1	196	1.4
女親と子ども	506	5.1	587	5.5	693	5.8	885	6.7	1,038	7.5
その他の親族世帯	3,815	38.6	3,779	35.7	3,827	32.2	3,683	27.9	3,540	25.6
非親族世帯	4	0.0	6	0.1	15	0.1	30	0.2	46	0.3
単独世帯	900	9.1	1,060	10.0	1,304	11.0	1,758	13.3	1,935	14.0
1世帯あたりの人員(人)	3.94		3.81		3.66		3.44		3.27	

資料: 総務省「国勢調査」

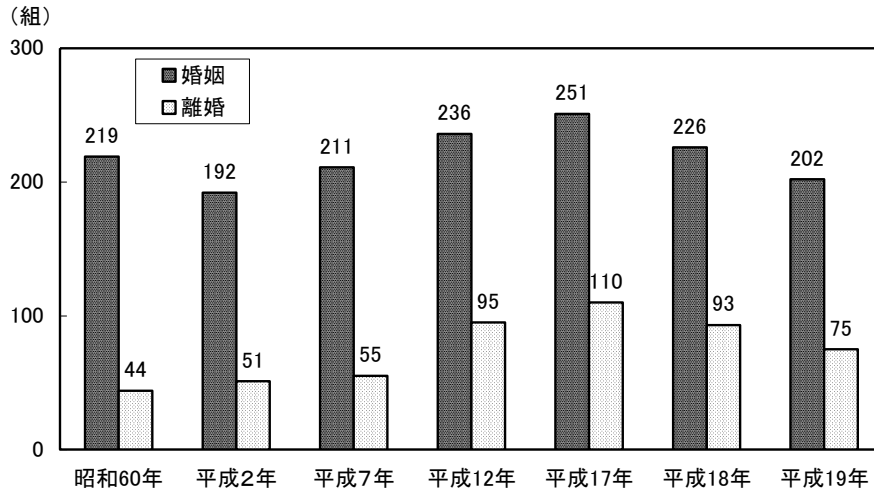


図表 2-5 父子家庭・母子家庭推移



資料:総務省「国勢調査」

図表 2-6 婚姻数、離婚数の推移



(3) 就業構造

本市の農業については昭和60年では全就業者数の21.5%を占めていたのが、平成17年では9.9%と大きく減少しています。一方、第3次産業の構成比が昭和60年では50.1%であったのが、平成17年では65.0%と増加し、その中でも特にサービス産業の構成比の伸びが顕著です。

本市の就業構造は第1次産業から第3次産業への移行がみられます。

図表 2-7 就業構造

	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	
総数	19,036	100.0	19,661	100.0	21,581	100.0	22,370	100.0	22,562	100.0	
第1次産業	農業	4,101	21.5	3,286	16.7	2,783	12.9	2,422	10.8	2,238	9.9
	林業	9	0.0	4	0.0	8	0.0	11	0.0	9	0.0
	漁業	467	2.5	398	2.0	340	1.6	8	0.0	266	1.2
合計	4,577	24.0	3,688	18.8	3,131	14.5	2,441	10.9	2,513	11.1	
第2次産業	鉱業	12	0.1	7	0.0	12	0.1	20	0.1	3	0.0
	建設業	2,020	10.6	2,221	11.3	2,686	12.4	2,923	13.1	2,490	11.0
	製造業	2,888	15.2	3,236	16.5	3,278	15.2	3,239	14.5	2,876	12.7
合計	4,920	25.8	5,464	27.8	5,976	27.7	6,182	27.6	5,369	23.8	
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	64	0.3	69	0.4	81	0.4	90	0.4	106	0.5
	運輸・通信業	835	4.4	912	4.6	1,088	5.0	1,056	4.7	1,110	4.9
	卸売・小売業・飲食業	3,935	20.7	4,106	20.9	4,486	20.8	4,725	21.1	5,000	22.2
	金融・保険業	430	2.3	493	2.5	520	2.4	519	2.3	521	2.3
	不動産業	34	0.2	51	0.3	64	0.3	70	0.3	87	0.4
	サービス業	3,545	18.6	4,092	20.8	5,246	24.3	6,154	27.5	6,867	30.4
	公務	689	3.6	782	4.0	973	4.5	1,042	4.7	975	4.3
合計	9,532	50.1	10,505	53.4	12,458	57.7	13,656	61.0	14,666	65.0	
分類不能の産業	7	0.0	4	0.0	16	0.1	91	0.4	14	0.1	

資料:総務省「国勢調査」

(4) 住宅の状況

本市では80%以上が「持ち家」に住んでおり、佐賀県平均と比較しても高い割合となっています。なお「民間の借家」については割合が小さいものの、年々増加傾向にあります。

図表 2-8 住宅の状況

	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	
佐賀県	持ち家	682,089	79.0	681,236	79.3	677,902	78.4	666,339	77.9	646,184	76.7
	公営、公社、公団の賃貸住宅	48,488	5.6	47,915	5.6	48,515	5.6	47,950	5.6	45,554	5.4
	民間の借家	95,718	11.1	97,948	1.4	106,393	12.3	109,852	12.8	122,071	14.5
	給与住宅	27,910	3.2	24,494	2.9	23,697	2.7	20,620	2.4	18,966	2.3
	間借り	3,250	0.4	2,875	0.3	2,996	0.3	5,013	0.6	4,590	0.5
	その他	6,195	0.7	4,616	0.5	5,339	0.6	5,750	0.7	4,605	0.5
	合計	863,650	100.0	859,084	100.0	864,842	100.0	855,524	100.0	841,970	100.0
小城市	持ち家	34,099	88.1	35,168	87.9	37,684	87.5	38,878	86.4	38,266	84.5
	公営、公社、公団の賃貸住宅	744	1.9	1,001	2.5	1,198	2.8	1,205	2.7	1,117	2.5
	民間の借家	2,897	7.5	3,129	7.8	3,593	8.3	4,229	9.4	5,220	11.5
	給与住宅	725	1.9	528	1.3	514	1.2	357	0.8	477	1.1
	間借り	103	0.3	84	0.2	53	0.1	193	0.4	71	0.2
	その他	123	0.3	83	0.2	41	0.1	144	0.3	123	0.3
	合計	38,691	100.0	39,993	100.0	43,083	100.0	45,006	100.0	45,274	100.0

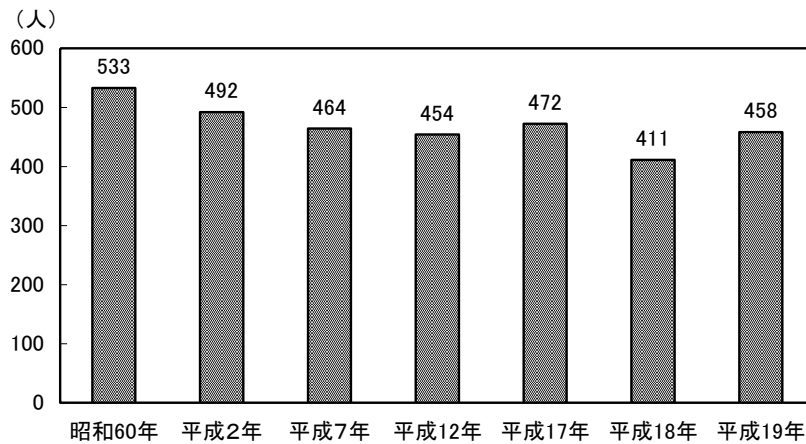
資料:総務省「国勢調査」

(5) 出生数、初婚年齢

本市の出生数の推移を見ると、昭和60年では533人であったのが、平成19年では458人と減少しています。

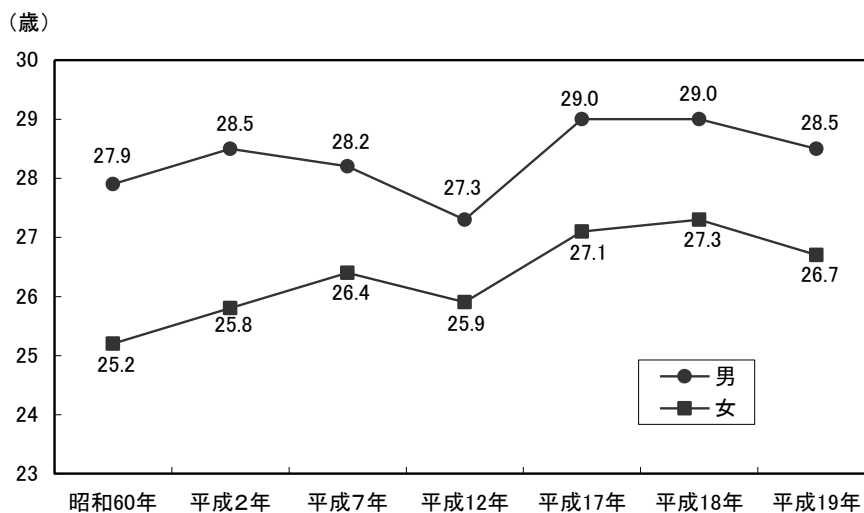
また、平均初婚年齢については、平成19年で男性が28.5歳、女性が26.7歳と前年より若干低くなっています。

図表 2-9 出生数の推移



資料: 佐賀県医務課「佐賀県保健統計年鑑」

図表 2-10 平均初婚年齢の推移



資料: 総務省「人口動態調査」



## 第3章

# アンケート調査等結果からみた 子どもを取り巻く状況

---

---

## 第3章 アンケート調査等結果からみた子どもを取り巻く状況

### 1. 調査方法

#### (1) 調査目的

本調査は小城市次世代育成支援後期行動計画策定に資するため、就学前児童を持つ全世帯および小学校児童を持つ世帯を対象に、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握し、基礎資料を得ることを目的として実施しました。

#### (2) 調査対象者

小城市に居住する就学前児童ならびに小学校児童の全児童。

#### (3) 調査方法及び回収率、調査回答者、調査期間

##### ①調査方法

就学前児童：郵送法（郵便にて調査票を送付、保育所・幼稚園による回収）

小学校児童：郵送法（郵便にて調査票を送付、小学校による回収）

##### ②回収率

	配布総数	回収総数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,142	1,368	1,367	63.8%
小学校児童	1,482	1,221	1,214	81.9%

※有効回収数は、回収総数から無効票を引いたものです。

##### ③調査回答者

就学前や小学生の児童を持ち、小城市に居住する保護者

※就学前の子どもが2人以上いる場合は、その中で一番年下の子どもについて回答

※小学生の子どもが2人以上いる場合は、その中で一番低学年の子どもについて回答

##### ④調査期間

就学前児童：平成21年1月30日～2月18日

小学校児童：平成21年1月30日～2月18日

※表やグラフの中の「N＝」とあるのはパーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。算出したパーセントは少数第二位を四捨五入して、少数第一位までの表示としているため、合計は必ずしも100.0%にならない場合もあります。なお、複数回答で質問した調査項目の合計は100.0%を超えます。

## 2. 保護者のアンケート調査結果

### (1) 父親及び母親の就労状況

就学前児童の父親（1,260人）及び小学生の父親（1,062人）は共に「就労している（フルタイム）」割合がそれぞれ95.6%、94.1%と9割を越えています。

また、就学前児童の母親（1,354人）は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が32.6%と最も多く、次いで「就労している（パートタイム・アルバイト等）」29.6%、「就労している（フルタイム）」28.4%などであり、小学生の母親（1,191人）は「就労している（パートタイム・アルバイト等）」41.6%が最も多く、次いで「就労している（フルタイム）」37.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」13.9%などとなっています。

図表 3-1 父親及び母親の就労状況

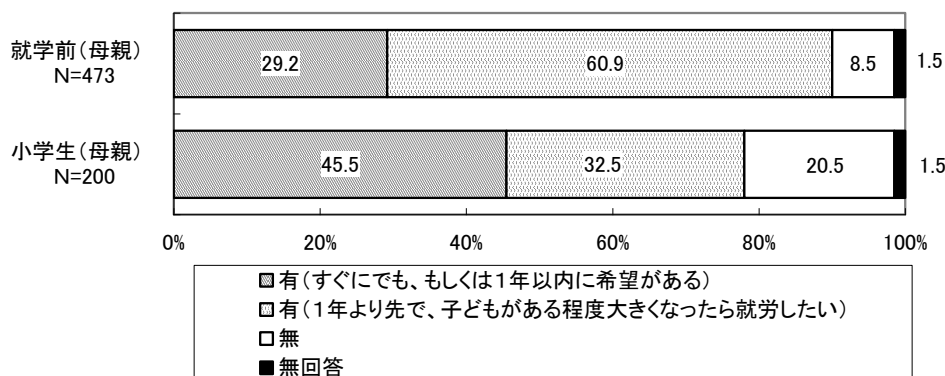
	合計 (下段は表側構成比)	問7. 就労状況					
		就労している (フルタイム)	就労している (育児・介護休業中)	就労している (パートタイム・アルバイト等)	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまでに就労したことがない	無回答
就学前:父親	1,260 100.0	1,204 95.6	1 0.1	9 0.7	19 1.5	- -	27 2.1
就学前:母親	1,354 100.0	385 28.4	73 5.4	401 29.6	441 32.6	32 2.4	22 1.6
小学生:父親	1,062 100.0	999 94.1	2 0.2	14 1.3	12 1.1	1 0.1	34 3.2
小学生:母親	1,191 100.0	447 37.5	5 0.4	495 41.6	165 13.9	35 2.9	44 3.7

### (2) 現在就労していない母親の就労意欲

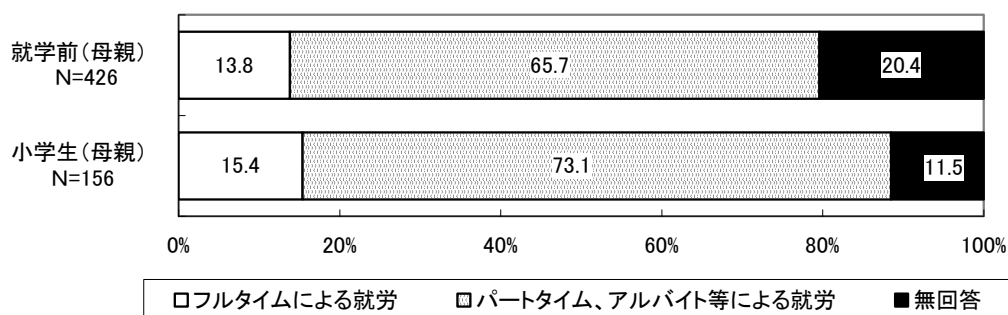
現在就労していない母親（就学前：473人、小学生：200人）の就労意欲は、就学前児童の母親は90.1%であり、小学生の母親も78.0%と高い割合を占めています。

なお、就労意欲のある母親が最も多く希望する就労形態は、「パートタイム、アルバイト等による就労」で、就学前児童の母親の65.7%、小学生の母親の73.1%が回答しています。

図表 3-2 母親の就労意欲の有無



図表 3-3 就労意欲のある母親が希望する就労形態



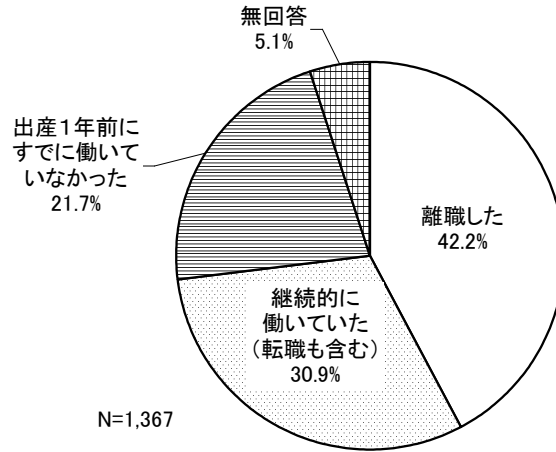
### (3) 就学前児童の母親の出産前後の就労状況

就学前児童の母親(1,367人)の出産前後の就労状況は、出産前後に「離職した」が42.2%、「継続的に働いていた(転職も含む)」が30.9%、「出産1年前にすでに働いていなかった」が21.7%でした。

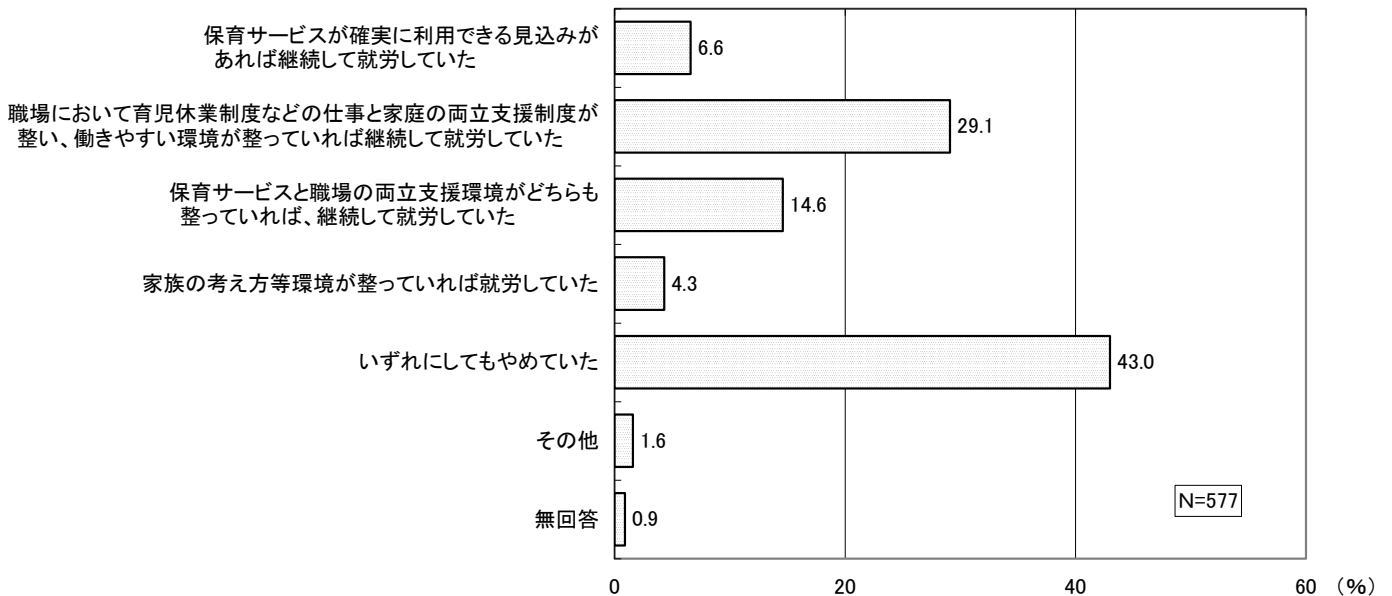
その内、「離職した」母親(577人)の離職理由に占める子育て支援環境の状況は、「いずれにしてもやめていた」が43.0%あるものの、「職場において育児休業制度などの仕事と家庭の両立支援制度が整い、働きやすい環境が整っていれば継続して就労していた」29.1%、「保育サービスと職場の両立支援環境がどちらも整っていれば、継続して就労していた」14.6%、「保育サービスが確実に利用できる見込みがあれば継続して就労していた」6.6%、「家族の考え方等環境が整っていれば就労していた」4.3%を合計すると、54.6%の母親が子育て支援環境が整っていれば就労していたと答えています。



図表 3-4 就学前児童の母親の出産前後の離職の有無



図表 3-5 離職理由に占める子育て支援環境の状況



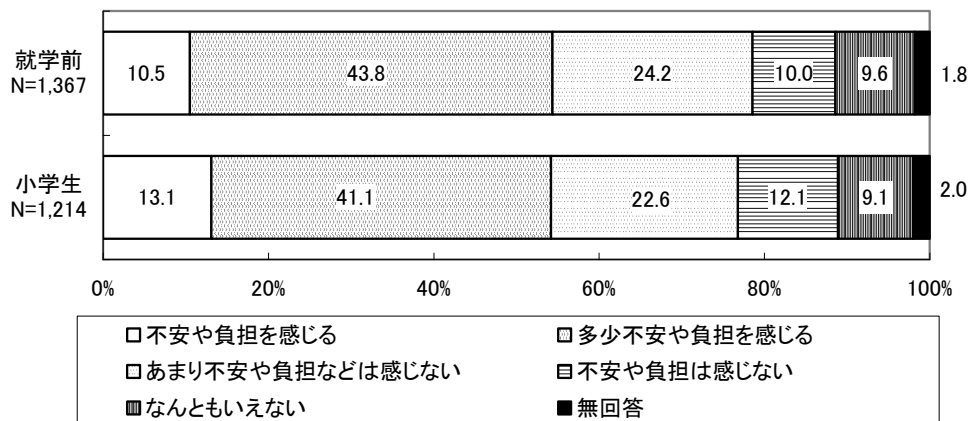
(4) 保護者の子育てに関する意識とかかわり

子育てに関する不安や負担に関して就学前児童の保護者(1,367人)、小学生の保護者(1,214人)はそれぞれ54.3%、54.2%が何らかの不安を感じています。

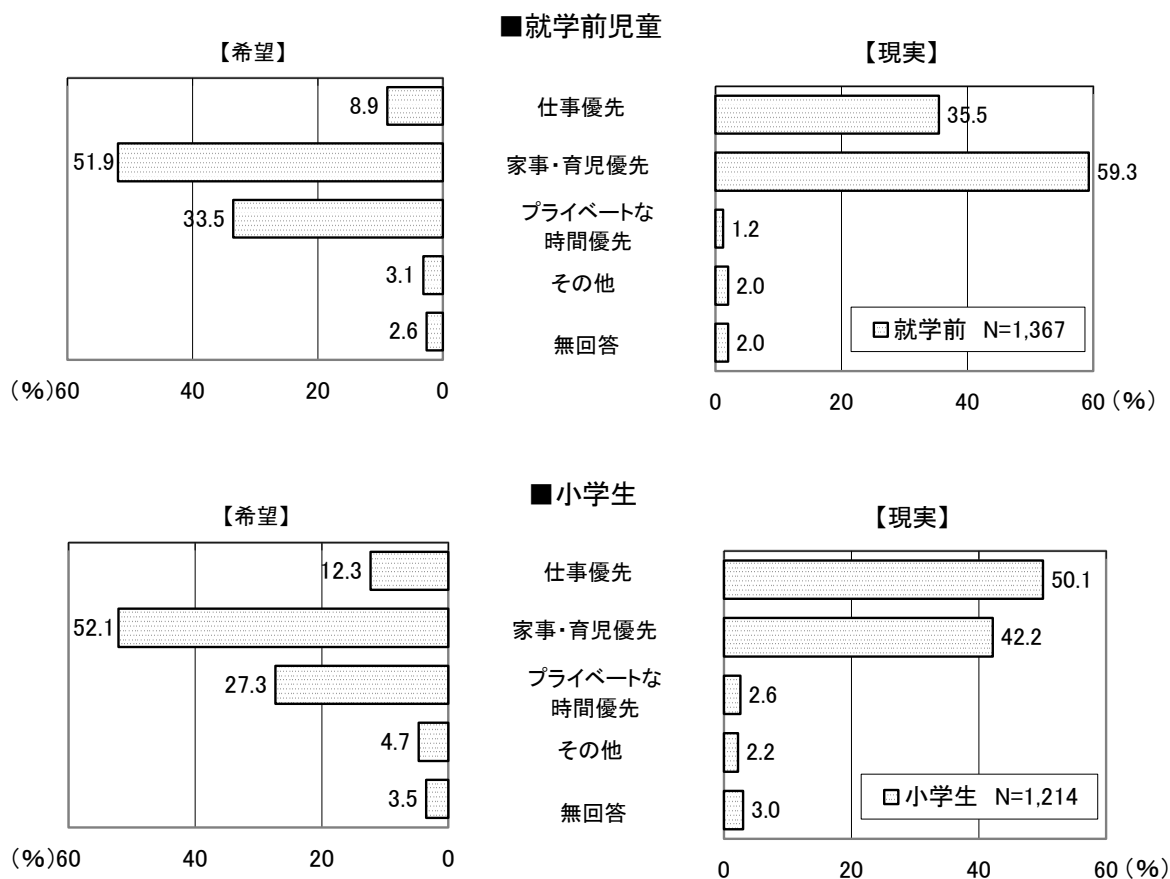
また、生活の中での仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の【希望】と【現実】のギャップをみると、就学前児童の保護者は【現実】において「家事・育児優先」が「仕事優先」を上回っており、小学生の保護者は【現実】において「仕事優先」が「家事・育児優先」を上回っています。更に、就学前児童と小学生の保護者は共に【希

望】の「プライベートな時間優先」が【現実】では数パーセントとなり、極端に減っています。

図表 3-6 子育てに関する不安や負担の有無



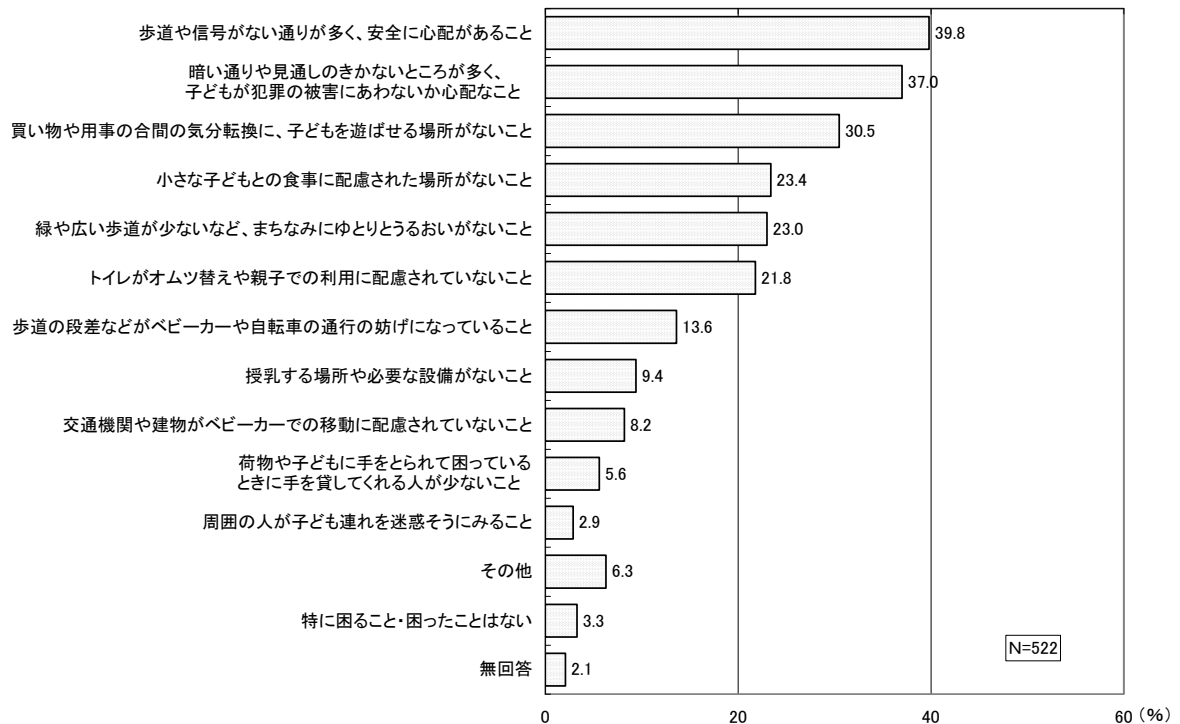
図表 3-7 生活の中での仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の【希望】と【現実】



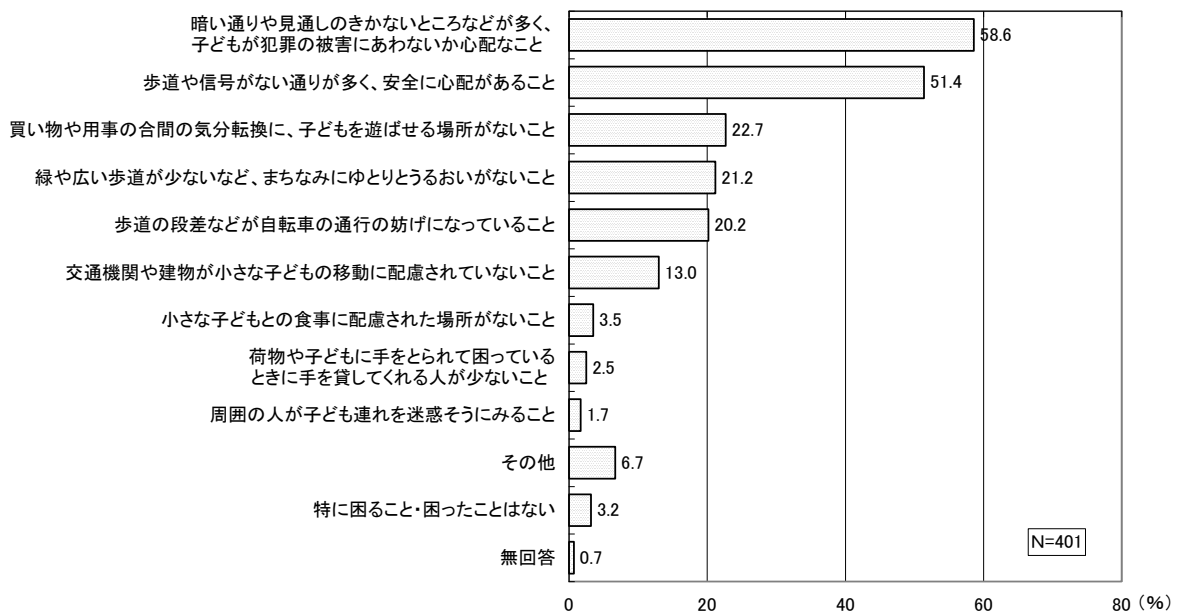
(5) 子どもとの外出の際に困ること・困ったこと

子育て環境で困ること・困ったことで『やや不満である』と『不満である』と回答している就学前児童の保護者（522人）、小学生の保護者（401人）は共に「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」を上位3位として選んでいます。

図表3-8 就学前の子どもと外出の際、困ること・困ったこと



図表3-9 小学生の子どもと外出の際、困ること・困ったこと



### 3. 就学前児童アンケート調査結果

#### (1) 保育サービスの利用状況

就学前児童の保護者（1,367人）の内、日頃定期的に保育サービスを「利用している」方は57.1%、「利用していない」方は42.6%となっています。年齢区分でみると、高齢児ほど利用している割合が多くなっています。

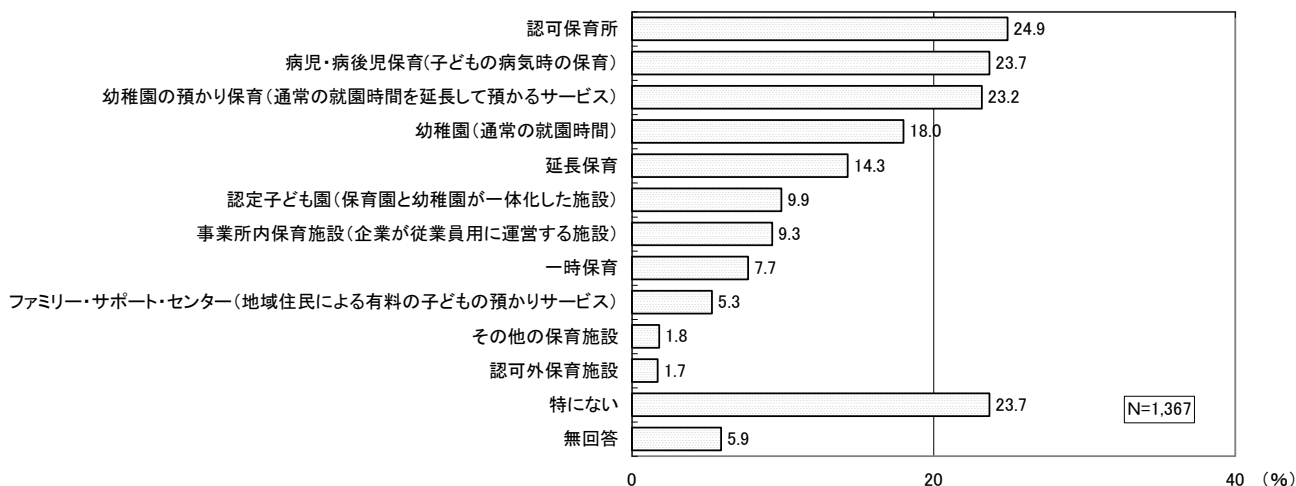
図表 3-10 保育サービスの利用状況

		（下段は合 表側 構成 比）	上段(人)下段(%)		
			問10. 日頃定期的に保育サービスを利用しているか		
			利用 して いる	利 用 し て い ない	無 回 答
全 体		1,367 100.0	780 57.1	583 42.6	4 0.3
年 齢 （ 3 区 分 ）	0歳	404 29.6	96 23.8	307 76.0	1 0.2
	1～2歳	387 28.3	214 55.3	171 44.2	2 0.5
	3～5歳	574 42.0	469 81.7	104 18.1	1 0.2
	無回答	2 0.1	1 50.0	1 50.0	-

#### (2) 希望する保育サービス

就学前児童の保護者（1,367人）が利用したい、あるいは足りない保育サービスは、「認可保育所」24.9%が最も多く、次いで「病児・病後児保育(子どもの病気時の保育)」23.7%、「幼稚園の預かり保育(通常就園時間を延長して預かるサービス)」23.2%、「幼稚園(通常就園時間)」18.0%、「延長保育」14.3%などとなっています。

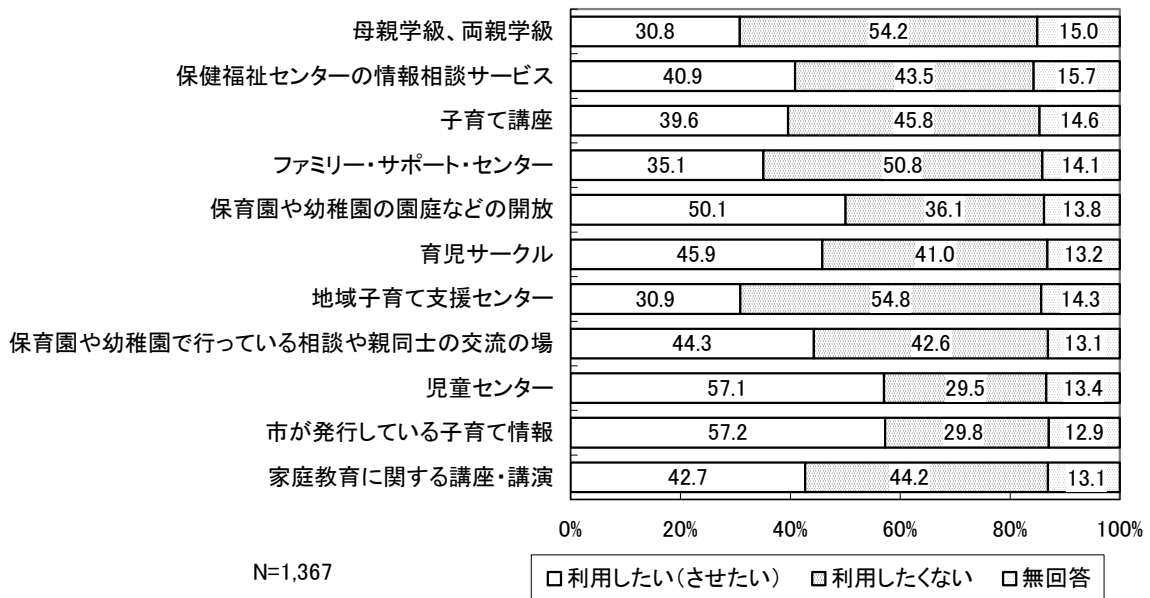
図表 3-11 利用したい、あるいは足りない保育サービス



(3) 希望する子育て支援サービス

就学前児童の保護者（1,367人）が、今後希望する子育て支援サービスは、「市が発行している子育て情報」57.2%が最も多く、次いで「児童センター」57.1%、「保育園や幼稚園の園庭などの開放」50.1%、「育児サークル（アイル・児童センター、桜楽館）」45.9%、「保育園や幼稚園で行っている相談や親同士の交流の場」44.3%などとなっています。

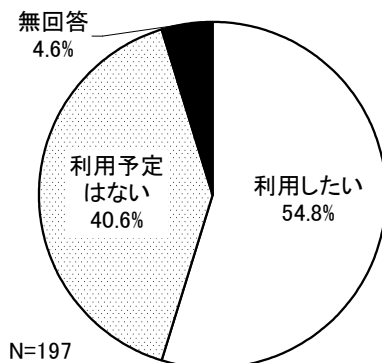
図表 3-12 子育て支援サービスの利用意向



(4) 小学校入学時における放課後の過ごし方

就学前児童の保護者（1,367人）の内、来年度就学予定の児童を持つ保護者（197人）の放課後児童クラブの利用希望は、「利用したい」が54.8%、「利用予定はない」が40.6%となっています。

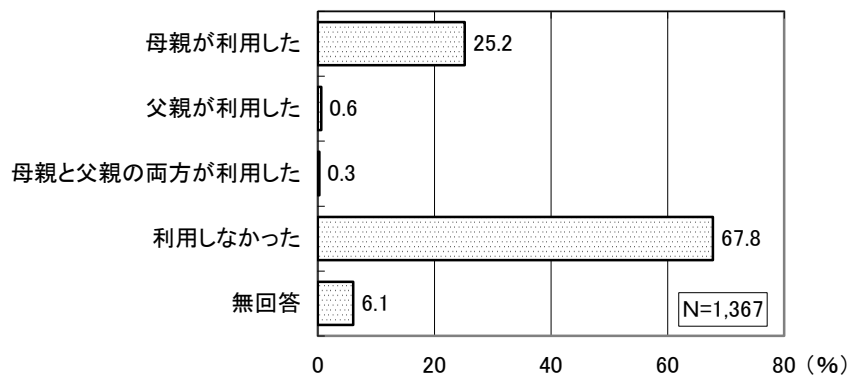
図表 3-13 放課後児童クラブ利用希望の有無



(5) 育児休業制度利用状況

就学前児童の保護者（1,367人）の育児休業制度の利用状況は、「利用しなかった」と答えた人が67.8%で「利用した」人は26.1%でした。内訳は、「母親が利用した」25.2%、「父親が利用した」0.6%、「母親と父親の両方が利用した」0.3%となっています。

図表 3-14 育児休業制度の利用の有無



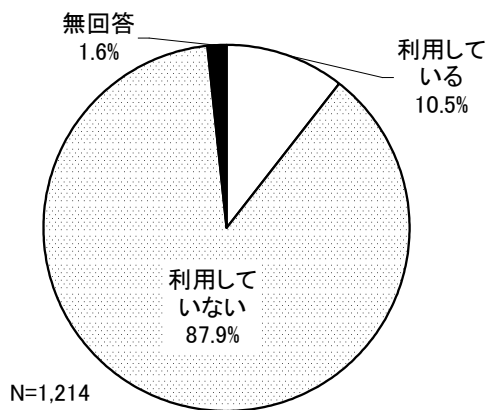
## 4. 小学校児童アンケート調査結果

### (1) 放課後児童クラブの利用状況

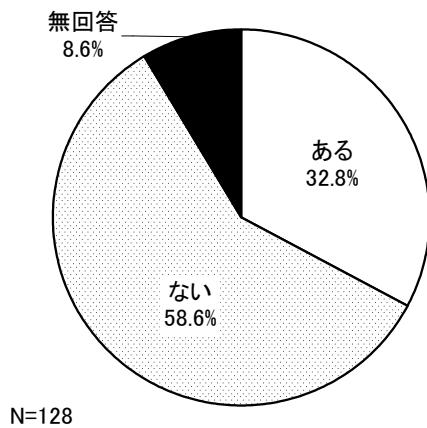
小学生の保護者（1,214人）の内、放課後児童クラブを「利用している」のは10.5%で、「利用していない」は87.9%となっています。

また、利用している小学生（128人）の土曜日の利用希望は、32.8%となっています。

図表 3-15 放課後児童クラブの利用の有無



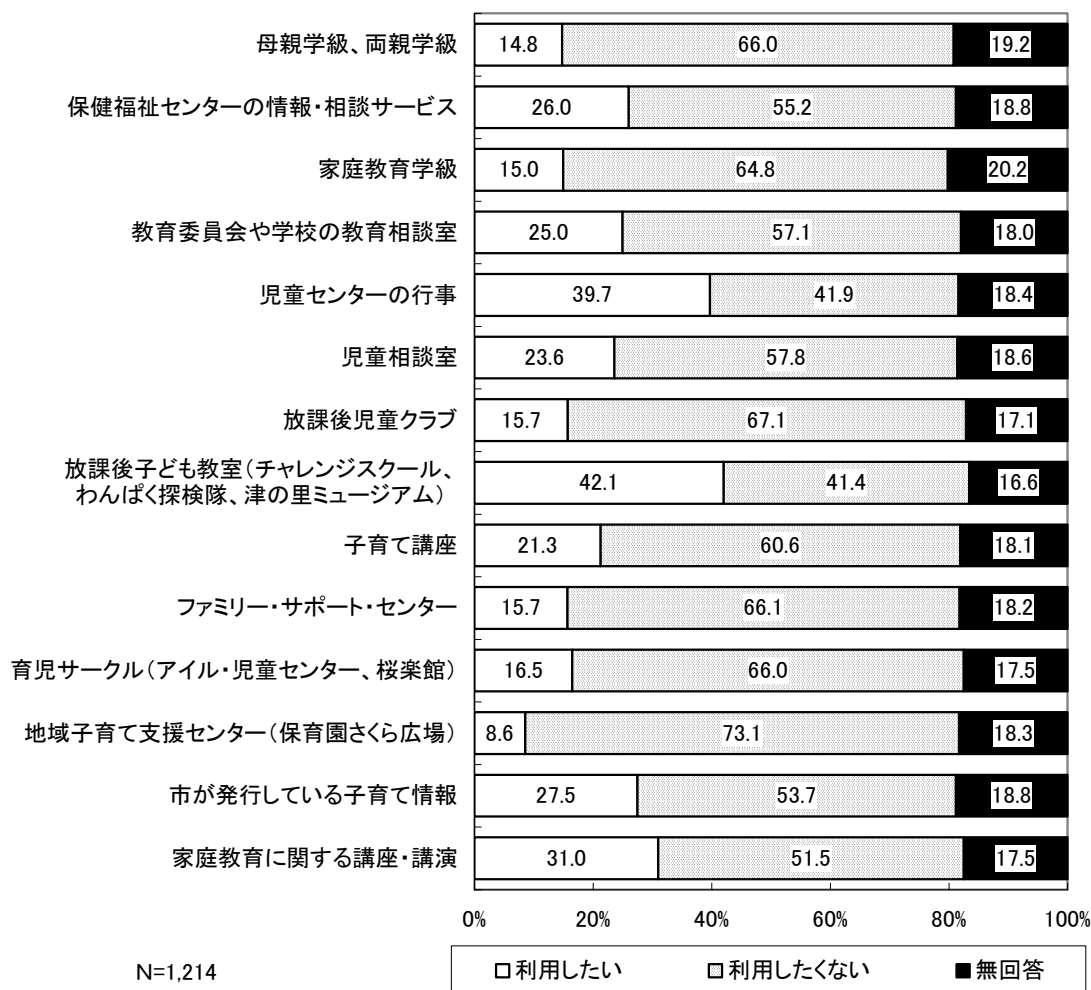
図表 3-16 放課後児童クラブを利用している小学生の土曜日利用希望



(2) 希望する子育て支援サービス

小学生の保護者（1,214人）が、今後希望する子育て支援サービスは、「放課後子ども教室（チャレンジスクール、わんぱく探検隊、津の里ミュージアム）」42.1%が最も多く、次いで「児童センターの行事」39.7%、「家庭教育に関する講座・講演」31.0%、「市が発行している子育て情報」27.5%、「保健福祉センターの情報・相談サービス」26.0%などとなっています。

図表3-17 子育て支援サービスの利用意向





## 5. アンケート調査の自由回答まとめ

### (1) 〔未就学児保護者〕自由回答まとめ（回収数1,367人、自由回答者数414人）

自由回答者414人の回答内容を【経済的問題】、【公共施設】、【学童保育】、【安心・安全】、【サービス】、【延長保育】、【その他】の7分類に分けてみた。

この中で最も意見数が多かったのは【公共施設】（総件数／219）であり、次いで【経済的問題】（総件数／141）、【その他】（総件数／126）、【サービス】（総件数／41）、【安心・安全】（総件数／33）などであった。

#### 【公共施設】

- 保育内容についての要望（一時保育・預かり保育の実施、保育時間の拡大、園長・保育士の再教育、給食におけるアレルギー対応等）
- 子どもだけで安全に遊べる場所、遊具がある公園等をつくってほしい／公園内の設備（ベンチ・トイレ等）の充実
- 保育施設（公立・私立の幼稚園・保育園等も含む）の増設／土・日・祝日に預かってくれる施設をつくってほしい

#### 【経済的問題】

- 医療費に対する要望（軽減・全額負担、対象年齢の引き上げ、県内では同じ負担にしてほしい等）
- 保育料の減額・無料化等

#### 【その他】

- 子ども・子育てに関する情報（児童センターや出産等全て）をまとめたホームページをつくってほしい／誰もがいつでも・どこでも情報を得られるシステムにしてほしい（メール配信等）／パンフレットを置く場所を増やしてほしい／イベント等でもPRをしてほしい／情報が届くのが遅い等、情報伝達方策をもっと検討して欲しい
- 子育てと仕事の両立について（行政から企業への働きかけ、就労支援等）

#### 【サービス】

- 乳幼児の健診についての要望（歯科検診をしてほしい、予防接種がある時は連絡してほしい等）
- 子育て支援サービス全般について（子育てをサポートしてくれるシステムがあったらよい、小学校低学年くらいまでの保育の充実をしてほしい等）
- ファミリー・サポート・センターについての要望（利用可能時間の拡充、子育て支援サポートの料金を安くしてほしい、行事に同じ人ばかり参加しているようでも参加できない等）

【安心・安全】

- 子どもを取り巻く環境が安心・安全であってほしい（公園の見通しを良くする、通学時の安全の確保等）
- 道路が狭く、歩道がない／通学路の歩道の整備

【学童保育】

- 時間延長と運営方法についての要望（学童保育に預ける為の条件等の見直し、サポーターを増やして勉強を見てほしい等）

【延長保育】

- 公立幼稚園の延長保育実施と預かり時間の延長（朝早く・夜遅く）

(2) 〔小学生保護者〕自由回答まとめ（回収数1,214人、自由回答者数206人）

自由回答者206人の回答内容を【経済的問題】、【公共施設】、【学童保育】、【安心・安全】、【サービス】、【延長保育】、【その他】の7分類に分けてみた。

この中で最も意見数が多かったのは【その他】（総件数／107）であり、次いで【公共施設】（総件数／55）、【経済的問題】（総件数／46）、【学童保育】（総件数／34）、【安心・安全】（総件数／21）などであった。

【その他】

- 子どもたちへの安心・安全な対策
- 誰もが、いつでも・どこでも入手できるように、情報提供のしくみをもっと検討して欲しい

【公共施設】

- 三日月町にある「ゆうゆう」の様な児童センター（子どもセンター）を他の町にも建設して欲しい
- 遊具をしっかりと整った公園を身近に整備して欲しい
- 市営住宅を芦刈町にも整備して欲しい

【経済的問題】

- 医療費、教育費の高さ抑制や児童手当支給

【学童保育】

- 時間延長と長期休暇・週末の対応
- 一時預かり

【安心・安全】

- 車道より歩道の整備優先と中心繁華街での歩道整備

【サービス】

- ファミリー・サポート・センターの充実（利用可能な学年の拡大等）

【延長保育】

- 保育園の延長保育と24時間対応

## 6. 入園前の子どもを持つ保護者のヒヤリング調査まとめ

### (1) 小城市児童センターヒヤリング

場 所：小城市児童センター

日 時：9月16日（水）10時45分～11時45分

出席者：5人（保育園、幼稚園入園前幼児の母親）

○三日月の児童センターの設備は充実しているので毎日来ている。幼児専用のスペース、イベントの実施、開館は毎日、職員体制や相談体制も充実している。

○公立幼稚園が値上げすると聞いている。値上げはしないで欲しい。

現在5,700円／月⇒今後3年間で約10,000円／月値上がりする。

———私立との格差是正の面もある。

○公立幼稚園の値上げをするなら私立の幼稚園並みに預かり延長保育も実施して欲しい。働く際に一時預かりがないので、仕事場の近くの保育園に行かざるを得ない。パートで働きたくても幼稚園の送迎バスの迎えが8時、帰りが13時30分なので、時間的に難しい。親と同居しているが両親とも働いているので預けることも困難だ。下の子が小学生になるまでは無理で預かる場所が一番の問題だ。また、公立の幼稚園は土曜日が休園なので、土曜日の仕事が出来ない。

○幼稚園の送迎バスが三日月町内のみだが、他町にもバス停を作って欲しい。（例えば牛津町に1か所集まるバス停をつくってほしい。）

○働く目的としては、自分が自由に使えるお金が欲しい。児童手当は子どもの将来のためにとっておく。また、専業主婦は外部との関わりがなく社会性を保ちたい。ただこんな広場事業で友達ができると大いに解消にはなる。今は週2～3回は来ている。むだなお金も使わずにすみ、弁当を持ってきて4時ごろにみんなで帰る。幼稚園前の子どもも友達ができ、そのまま幼稚園にあがれるので安心だ。

○児童センターにも人見知りでなかなか来れない人がいる。友達での誘い合わせがきっかけになる。三日月の公園については満足しているが、幼児向けでないところもあるが子どもにはトライさせている。幼稚園の送迎バスが三日月町内のみだが、他町にもバス停を作って欲しい。（例えば牛津町に1か所）

○時間の長い小城保育園か延長のない小城の公立幼稚園にあずけるか迷っている。延長があれば、柔軟にいろんなことに取り組める。

○急病時の病院は三日月のいなだクリニックで、土曜日も終日診てくれるので大変助かる。日曜日は佐賀市のほほえみ館の休日診療に行っている。病児・病後児に関しては知らないが、小城市内にはないのか、仕事を始めた場合は必要。

○子育てサービスに関する情報は、市報や図書館での行事予定表チラシをみている。小城市の桜楽館にもたまには行くが、たまに高齢者に子どもが怒られる。

(2) 保健福祉センターヒヤリング

場 所：保健福祉センター（桜楽館）

日 時：9月16日（水）13時50分～14時50分

出席者：6人（保育園、幼稚園入園前の母親） 歯科健診

○近くに遊び場がないので桜楽館に連れて来ている。施設（桜楽館）の設備は良い。近くに遊び場として公園があるが汚い（須賀神社付近）。小城公園には車で行くが、幼児の遊具がなく、近所に欲しい。近くの空き地や道路で遊ぶが車であぶない。

○親と同居、近居で預ける分は問題ない。働きたいが、2人保育園にあずけるとパートの収入がとんでしまう。働くことは経済面だけでなく、自分と子どもの関係のためにも必要と思う。昼はあずけて夜はちゃんと触れ合い、休日はちゃんと遊ぶぐらいがちょうどよい。

○病院は三日月の病院に行っている。急病時は小児科の佐賀市に行く。

○小城公園にはよく行くが、遊具が小学生向けで幼児向けを増やして欲しい。広場事業は週1回行ってよかった。

○子どもが少し大きくなったら就職したいが、年齢制限や希望する職種がなく出来ない。就職して経済的な余裕を持ちたい。延長保育や低料金の保育所が欲しい。親と同居しているがそれぞれ忙しいので預けて仕事には行けない。

○働く目的は、経済面で主人の収入も少なくぎりぎりで行っている。医療費も小学生になっても無料支援が欲しい。

○保育料の値上げがあると聞いているが家計の負担が増える。午前中仕事に行くので義母に見てもらって、午後は自分が見ている。幼稚園で延長保育があると働ける。

○ひとり身だが3ヶ月の子育て最中。子育てに関しては小城市は他市よりよい。親は近居だが子どもはみてくれない。

## 第4章

# 計画の基本的方向

---

## 第4章 計画の基本的方向

### 1. 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければなりません。

つまり、親が子育てを主体的に行っていくことを第一義としながらも、子育て中の家庭に対しては、地域全体で暖かく見守り、必要な手助けをし、元気づけていくことが大切です。

また、子どもが日々の積み重ねの中で成長していくように、親もまた、日々の子育てを通して親として成長していかなければなりません。子どもの成長を支援していくと同時に、親となる人たちの成長や学習を支援していくことも必要です。

さらに、子どもは、家庭をその成長の基盤としながらも、地域社会との関わりを持つことによって、社会的な存在として成長していきます。子どもの成長にとって、単に家庭だけではなく地域社会にも大きな役割があることとなります。そのために、親は、子どもたちが地域社会の一員であることを十分に認識していくことが必要です。

お互いが助け合いながら子育てのできる地域社会づくり、そのためのネットワークを地域全体で創りあげていくということを改めて認識することが重要です。

## 基本理念

「子どもとともに育ち、育てあうまち 小城市」

## 2. 基本的視点

この計画は、次の6項目を基本的視点として策定します。

### (1) 子どもの利益

我が国は「児童の権利に関する条約」の締結国であり、条約に定められてある子どもの権利のもとに、無限の可能性を持つ子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重した子どものための計画とします。

### (2) 次代の親づくり

子どもが次代を担う親となるためには、豊かな人間性を身につけ、自立して家庭を持つことができなければなりません。今後、子どもたちが安心して健やかに成長するために、親などの保護者が第一義的に責任を持って子育てを行い、地域、事業者、行政がそれぞれの立場で、子どもや、子育てを行う家庭への長期的な視点に立った支援をしていきます。

### (3) サービス利用者の立場

共働き家庭やひとり親家庭、障がい児を養育する家庭など子育て家庭の生活実態や子育て支援サービスのニーズも多様化しており、個別のニーズに対応できるよう柔軟に取り組みます。

### (4) 社会全体で取り組む子育て支援

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、行政や企業、学校や地域社会が協力しあい、協働しながら推進します。

### (5) すべての子どもと家庭への支援

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育て家庭の孤立や負担感の増大などの問題を踏まえ、広くすべての子どもと子育て家庭への支援を推進します。

### (6) 地域における社会資源の効果的な活用

地域で子育てに関する活動を行っている育児サークルや子どもクラブ、地域社会や母子保健推進員・民生委員・児童委員・主任児童委員及び老人クラブなどと協力しながら地域での子育て支援を推進します。

また、保育所や幼稚園、児童センター、学校施設や公民館、生涯学習センターなど公共施設の効果的な活用を推進します。

### 3. 基本目標

#### 1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して子どもを産み育てることができるための支援は欠かすことができないものです。

地域ぐるみの子育て支援、子育てと仕事の両立の支援、相談体制の充実、経済的負担の軽減など、安心して子育てができる環境づくりを目指します。

#### 2 子どもがのびのび育つ環境づくり

子どもたち一人ひとりが健やかに、家庭や地域の中でのびのび育つための支援は欠かすことのできないものです。

関係機関との連携を図りながら、健康づくりやゆとりある生活環境の創出、個性豊かにのびのび育つための環境づくりを目指します。



## 4. 施策の柱

### (1) 地域における子育ての支援

共働き家庭や専業主婦家庭、ひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が必要です。

### (2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が必要です。

### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域社会との連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要です。

### (4) 子育てを支援する生活環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化などを行うことが必要です。

### (5) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現の推進

働き方の見直し等、男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランス（ワークライフバランス）がとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。また、職場や地域等における固定的な役割分担意識を変えていくことが必要です。

### (6) 子ども等の安全の確保

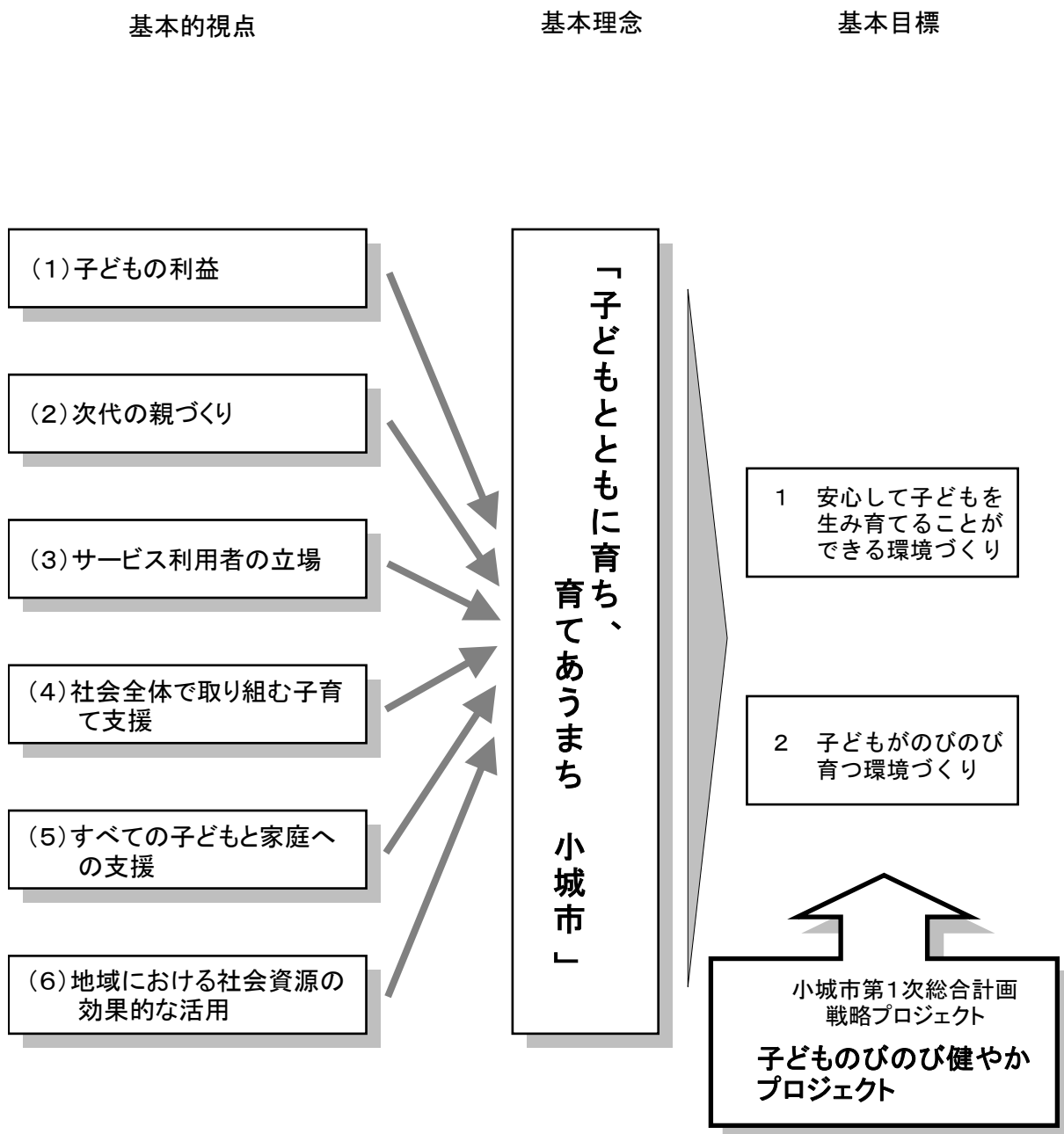
子どもを交通事故や犯罪から守るため、警察、保育所、学校、児童センター、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な防止対策を推進することが必要です。

### (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待を防止するために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの総合的な支援と地域における関係機関の協力体制の構築が必要です。

また、ひとり親家庭等の自立支援を推進し、障がい児施策の充実も推進します。

## 5. 施策体系



施策の柱

- 1 地域における子育ての支援
  - (1) 地域における子育て支援サービスの充実
  - (2) 子どもの健全育成
  - (3) 経済的支援の充実
- 2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進
  - (1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保
  - (2) 子どもの健やかな成長と育児不安の軽減
  - (3) 食育の推進
  - (4) 思春期の保健対策と健康教室の推進
  - (5) 小児医療の環境整備等
  - (6) 不妊に関する取り組み
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
  - (1) 次代を担う親の育成
  - (2) 家庭や地域の教育力の向上
  - (3) 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境等の整備
  - (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
  - (1) 良質な住宅の確保
  - (2) 良好な居住環境の確保
  - (3) 安全な道路交通環境の整備
  - (4) 安心して外出できる環境の整備
  - (5) 安全・安心なまちづくりの推進等
- 5 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現の推進
  - (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
  - (2) 仕事と子育ての両立の推進
- 6 子ども等の安全の確保
  - (1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
  - (2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
  - (1) ひとり親家庭等の自立支援の促進
  - (2) 障がいのある子どもへの支援
  - (3) 児童虐待等対策の充実

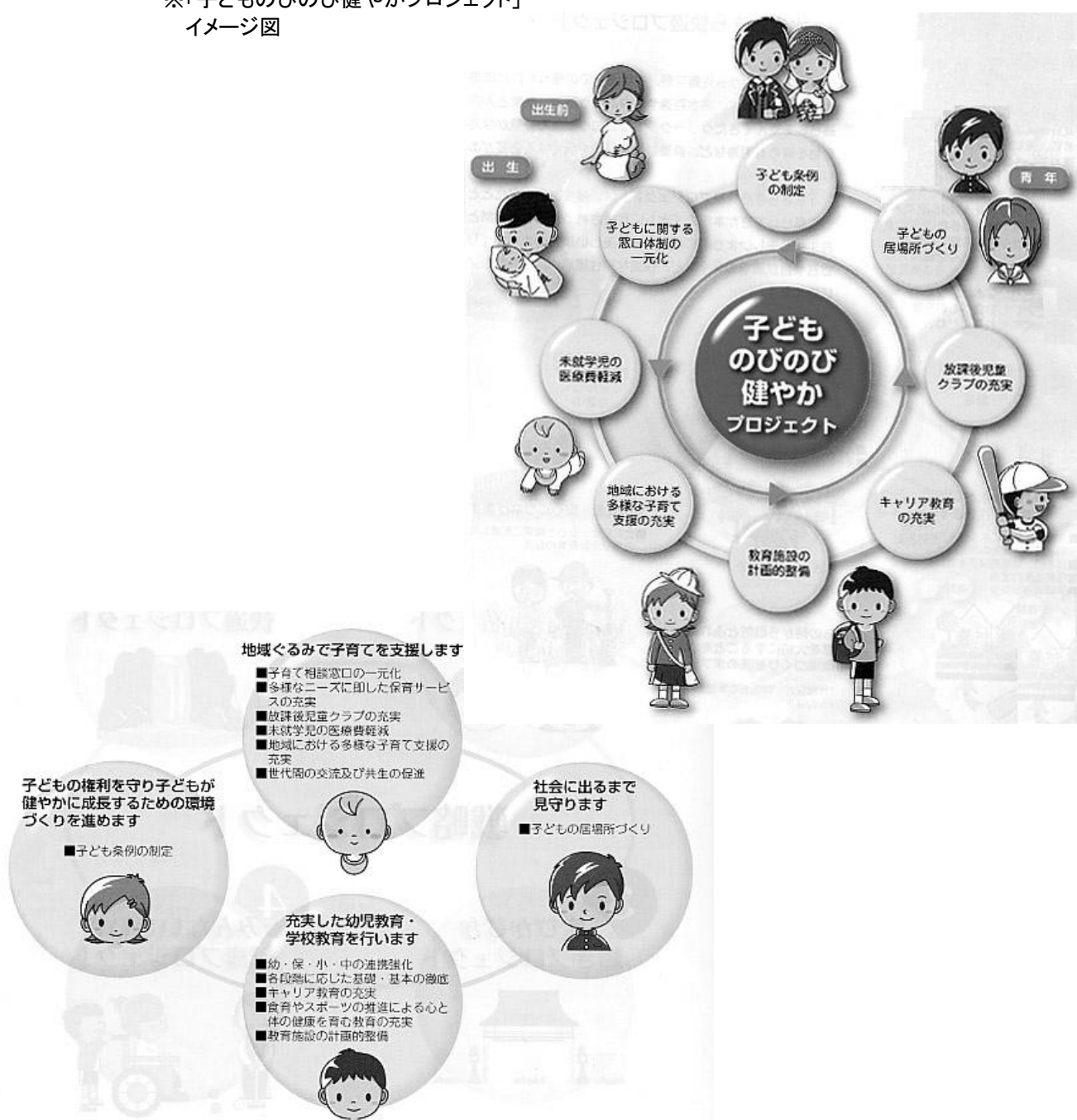
具  
体  
的  
事  
例

## 6. 戦略プロジェクト

### (1) 「子どものびのび健やかプロジェクト」

前期行動計画は、平成17年3月1日小城市誕生直後の「小城市新市まちづくり計画」に基づき策定されました。その後平成19年4月1日に「小城市第1次総合計画」が施行され、その中で重点的な市政運営を推進するため、各施策を横断的にとらえた4つの「戦略プロジェクト」が設定されました。その内の戦略プロジェクト1「こどものびのび健やかプロジェクト」を後期行動計画においては考慮し、後期行動計画を策定します。

※「子どものびのび健やかプロジェクト」  
イメージ図



## 第5章

### 計画の具体的展開

---

## 第5章 計画の具体的展開

### 1. 地域における子育ての支援

地域社会は、子どもが成長していくうえで大変重要な生活基盤であり、そこに住む人々が協力し合いながら子どもたちを見守っていくという機能を果たしてきました。

しかし、最近では、都市化や核家族化が進行するに伴い子育てを支える地域社会との結びつきや子どもに対する目配りも薄れつつあり、育児の孤立化を招く要因となっています。

このため、すべての子育て家庭への支援を行うためには、地域における子育てサービスの充実を図りながら、子育てグループや老人クラブなど地域活動団体の活動を支援するとともに、公共施設等余裕空間の有効活用など、地域社会における子育て支援のための施策を推進します。

また、市民が子育てに関するサービスを気軽に利用できるようにサービスの内容や利用方法などの情報を広く提供していきます。

#### 地域における子育ての支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 子どもの健全育成
- (3) 経済的支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における子育て支援サービスの充実に努めます。

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、子どもの幸せを第一に考え、保育園・幼稚園において利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、多様な保育サービスの充実に努めていきます。

また、支援を必要とする子ども又は支援を提供する側の居宅において、育児を助け合ったり、乳幼児健診・相談、また保健師の訪問など子どもの成長や発達の指導助言を行う事業を推進します。

さらに、子育てを地域社会や社会全体でも支援していく必要があります。そのためには、日常の保護者と子育て関係諸団体、地域とのネットワークが必要です。

今後は、子育て中の保護者同士や民生委員・児童委員・主任児童委員、母子保健推進員などとのネットワークをつくり、相談や情報交換ができる体制づくりに努めます。

①多様な保育サービスの展開

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値についてはH20実績)		
				年度	現状と課題	目標
1	拡充	保育所の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の保護者が仕事、病気、介護等の理由で子どもを保育することができない場合に、保護者に代わって子どもを保育することを目的とした児童福祉施設。</li> <li>・待機児童ゼロを目指して保育所受け入れ児童数を増やすとともに、施設整備を推進。</li> </ul>	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育所:5か所 定員540人 平成21年4月1日現在入所者数:453人</li> <li>・私立保育所:3か所 定員330人 平成21年4月1日現在入所者数:328人</li> <li>・広域保育所入所者数:155人</li> <li>・3歳未満児の入所希望増加により保育士・保健師又は看護師の確保が必要です。</li> <li>・公立保育所の民営化計画推進について、保護者や地域と十分に協議を進めながら、民間の柔軟な体制を生かし保育サービスの充実が必要です。</li> </ul>	
				平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域保育入所者を含め保育ニーズは939人が見込まれています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の民営化及び定員の見直し、保育士の確保を図り待機児童ゼロを推進します。</li> </ul>
2	拡充	認可保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童ゼロを目指して保育所受け入れ児童数を増やすとともに、施設整備を推進。</li> </ul>	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育所:5か所 定員540人 平成21年4月1日現在入所者数:453人</li> <li>・私立保育所:3か所 定員330人 平成21年4月1日現在入所者数:328人</li> <li>・広域保育所入所者数:155人</li> <li>・3歳未満児の入所希望増加により保育士及び保健師等の確保が必要です。</li> <li>・公立保育所の民営化計画推進について、保護者や地域と十分に協議を進めながら、民間の柔軟な体制を生かし保育サービスの充実が必要です。</li> </ul>	
				平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>待機児ゼロを目指し、0歳児の途中入所希望が多く、ハード・ソフト支援を行い、入所増に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>待機児童ゼロ</li> </ul>
3	拡充	認可外保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可外保育施設には託児所や事業所内保育所が含まれているが、認可は受けていないものの、柔軟な対応やユニークな保育を行っている場合もあります。</li> <li>・保育サービスの供給増を図るため、良質な認可外保育施設を支援する。</li> </ul>	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可外保育施設:6か所</li> <li>・事業所内保育施設:2か所</li> <li>・認可外保育所8か所において職員の健康診断費の一部を助成します。</li> <li>・その他の支援として、児童の健康診断費の一部・児童の損害保険の加入に要する経費の一部・安全対策設備整備に要する経費の1施設当たり10万円を限度(1施設1回)で助成ほか、市独自支援を検討。</li> <li>・認可外保育所は、運営者の高齢化及び施設の老朽化が見られます。</li> </ul>	
				平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市独自支援 健康診断(児童・職員) 損害保険(児童) 安全施設整備費の一部を助成します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標値:6か所</li> </ul>
4	拡充	延長保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育時間を通常時間よりも延長して保育する事業。</li> </ul>	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18時から19時の延長保育を行っていますが、現在ほとんどが、18時30分に完了している状態であり、今後、時間の延長希望が増えると予測されます。</li> </ul>	
				平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者のニーズに合わせた延長保育を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標値:8か所</li> </ul>



番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値についてはH20実績)		
				年度	現状と課題	目標
5	新規	一時保育事業	・日頃は家庭で保育しているも、パート勤務、病気の介護、冠婚葬祭、育児の心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に保育所を利用することができる。週3日以内、月13日まで利用可能。	平成22年度	現状と課題 ・一時預かり用の保育士及び部屋が必要であり、ハード・ソフト両面で検討が必要です。 ・他の保育サービス事業と調整が必要です。	
				平成26年度	方針 今後園舎の新設及び増築の際にあわせて検討していきます。	目標 目標値: 1か所
6	新規	休日保育	・日曜や祝日などの休日に家庭での保育が困難な保護者のために、平日の保育に準じて休日に実施する保育サービス。	平成22年度	現状と課題 ・ニーズ量と経営面での検討が必要です。 ・保育士の確保が必要です。 ・他の保育サービス事業と調整が必要です。	
				平成26年度	方針 地理的条件を考慮し、実施に向け取り組みます。	目標 —
7	拡充	ファミリー・サポート・センター事業	・通常の保育サービスでは対応できないサービスを提供するために設置された子育てを支援出来る者と支援を受けたい者を結びつける、地域における子育て相互支援組織。	平成22年度	現状と課題 ・市社会福祉協議会に委託し事業を実施。 ・子育て相互支援センター(小城保健福祉センター内)と支部(芦刈保健福祉センター内)2か所に設置し、事業の周知及び利用の拡大を図りました。 平成21年3月末 協力会員数89人、利用会員296人 サポーター養成講座 4回実施。研修交流会の実施。	
				平成26年度	方針 広報による周知に努め、利用会員と協力会員の確保を図り、安心して子育てができるようなサービスの提供を展開していきます。	目標 病後児、障がい児などの保育がスムーズにできるよう保育内容の充実 目標値: 2か所
8	拡充	子育て支援総合コーディネーターの配置	・地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を地域子育て支援センター、NPO等への委託等により配置し、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行います。	平成22年度	現状と課題 ・市社会福祉協議会に委託し事業を実施。 ・コーディネーターは小城保健福祉センター 桜楽館と芦刈保健福祉センターひまわりに各1人ずつ配置しています。	
				平成26年度	方針 今後も継続して実施し、充実を図ります。	目標 —
9	拡充	放課後児童健全育成事業	・共働き等により保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童を対象に、授業の終了後に児童館、学校の余裕教室などを利用して、その健全な育成を図る事業	平成22年度	現状と課題 ・各小学校の9か所で事業実施(利用者 約350人程度) ・市内小学校内の施設及び専用施設で実施しています。 ・各施設の備品等の整備が必要です。	
				平成26年度	方針 今後も継続し、充実を図ります。	目標 目標値: 9か所
10	新規	子育て短期支援事業(ショートステイ)	・いろいろな事情で子どもを家庭で養育することが一時的に難しくなった時など、乳児院や児童養護施設で、短期間(7日間程度)子どもを預かるサービス。	平成22年度	現状と課題 ・平成21年度より、乳児院1か所、児童養護施設3か所に委託を開始しました。 ・緊急な場合などに、迅速に適切な保護ができるよう支援していきます。 実績 平成21年度10月現在 0人	
				平成26年度	方針 今後も継続して実施し、安心して子育てができるよう支援に努めます。	目標 —

小城市次世代育成支援後期地域行動計画

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値についてはH20実績)		
				年度	方針	目標
11	継続	乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育事業)(施設型)	・保育所に通う児童等が「病氣回復期」のため登園できない場合に、病院等に付設された施設で一時預かることにより、子育てと仕事の両立を支援するサービス。	平成22年度	現状と課題	・佐賀市に委託して実施しています。 ・対象者は、小城市、佐賀市、多久市、神崎市、吉野ヶ里町の5市町に居住する生後2ヶ月から小学3年生までの病児・病後児対象。 ・対象施設は佐賀市内の2施設で、1施設の定員は4人 ・利用者22人
				平成26年度	方針	事業の周知に努めます。
12	継続	預かり保育	・幼稚園において通常の教育時間終了後、希望する園児を対象に預かる保育サービス。	平成22年度	現状と課題	・午後6時頃まで実施しています。 ・公立1か所、私立2か所で実施しています。(70人程度利用) ・公立2か所で実施していないところについても、開設の要望があります。
				平成26年度	方針	今後も継続していきます。

②子どもの養育に関する情報の提供及び助言

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値についてはH20年度実績)			
				年度	現状と課題	方針	目標
1	継続	地域子育て支援センター	・子育てを社会的に支援することを目的とした機関で、保育所内に設置。保育所の専門機能を活用した子育て相談や指導、各種行事の開催、地域の子育てサークルの育成、子育て情報誌の発行等を実施。	平成22年度	現状と課題	・実施していますが、同様な事業があり、育児サークル事業、つどいの広場事業などを含め再検討が必要です。	
				平成26年度	方針	育児サークル事業、つどいの広場事業へ移行します。	目標
2	継続	子育て支援の情報提供	・各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックの作成・配布。	平成22年度	現状と課題	・子どもの出生や転入の際等に子育てガイドブックを4庁舎の総合窓口や保健福祉センター等で配布しています。 ・ホームページによる紹介	
				平成26年度	方針	情報提供により子育て支援施策の周知に努めます。	目標
3	新規	すくすく子育て相談会	・幼児健診の事後フォローとして保護者と子どもを対象に、専門家による個別相談を実施する。また必要に応じ関係機関の紹介を行う。	平成22年度	現状と課題	・月1回開催。気になる子、育てにくい子を対象に、発達障がい児を早期発見し関係機関と連携し早期療育につなげています。 ・相談後のフォローは家庭訪問等で実施していますが就学までの支援が課題です。	
				平成26年度	方針	健診後のフォローを充実させる。	目標

③子育て支援ネットワーク

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値についてはH20年度実績)		
				現状 と 課題	方針	目標
1	継続	子育て支援(育児サークル)	・就学前の子どもやその家族を対象に、サークル活動を通じて親子のふれあいを深め、母親間の仲間づくりを促し、地域としての子育て活動を広げていく。	平成 22 年度	現状 と 課題	・「なかよし広場」はボランティア団体、保健師で46回実施しています。 ・子育てサークルは子どもを持つ母親が自主的に集まり、運営し、子育てを通じた仲間づくりをしていくことですが、現在1グループのみにとどまっています。行政主導型となっているため、もっと自主活動になるように支援していくことが必要です。
				平成 26 年度	方針	・市民が育児サークルの必要性を理解し参加できるように広報・メディア等を利用し周知していきます。 ・育児サークルが自主活動となるよう支援していきます。
2	継続	つどいの広場	・主に乳幼児(0～3歳)をもつ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、問題解決への糸口となる機会を提供するのが「つどいの広場」である。主な内容としては、子育て親子の交流、集いの場を提供すること、子育てアドバイザーが、子育て・悩み相談に応じること、地域の子育て関連情報を、集まってきた親子に提供すること、子育てサポーターの講習を実施することなどがある。	平成 22 年度	現状 と 課題	・児童センター、保健センター(アイル)に保育士が常駐し、乳幼児室、母子室、児童ふれあい室を開放して、保育士等による子育て相談、親子遊び、講師による講座を実施しています。週4日以上。 ・同年代の交流や親子のふれあいをとおして楽しい子育てができるよう支援しています。
				平成 26 年度	方針	今後も子育て親子のつどいの場として提供し、充実を図ります。

(2) 子どもの健全育成

近年の少子化・核家族化の進行や都市化など、子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子どもたちが健やかに育つ環境づくりをするために、地域子育て支援の活動の場として公共施設の余裕空間を活用したり、民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員等との協働などを通して、地域における子どもの健全育成を推進します。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値についてはH20年度実績)				
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度	方 針	目 標
1	拡充	児童センターの整備と子どもたちの居場所としての利用促進	・児童の健全育成の拠点として、地域の特性に応じた積極的な活動や中・高校生の居場所としての児童センターの整備を促進	平成 22 年度	・健全な遊びを通じた様々な事業に取り組み、児童、中・高校生の居場所として、また子育てについての不安や悩みの相談に応じ、子育ての支援活動を行いました。 実施箇所:1か所	平成 26 年度	子どもの居場所として、また子育て支援事業を展開します。	・旧庁舎等の活用を検討し、子育て支援の拠点の整備を行う。
				平成 26 年度	利用状況等を確認し、地域への移管等の検討を進めます。	—		
2	継続	児童遊園の利用促進	子どもの居場所として、広場、遊具等を設置し、児童に健全な遊びを提供し、健康を増進し、豊かな情操を育む。	平成 22 年度	・地域で除草作業など管理を実施し、子どもの遊びの場として利用されている。	平成 26 年度	利用状況等を確認し、地域への移管等の検討を進めます。	—
				平成 26 年度	—			

(3) 経済的支援の充実

理想とする子どもの数に対して実際の子どもの数が少なくなる主な理由として、子育てに多くの費用がかかることが上げられます。現状では、児童手当の支給や医療費の一部助成などを行っています。このような子育て家庭の経済的支援を継続し、充実を図ります。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値についてはH20年度実績)					
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度	方 針	目 標	
1	継続	児童手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校6年生までの保護者に支給する。(第1子・2子:5千円、第3子以降1万円)</li> <li>・3歳未満は一律1万円</li> </ul>	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当は廃止となり、平成22年度からは「こども手当」を支給する予定です。(こども手当の創設により) 中学修了前まで1人あたり月13,000円</li> </ul>	平成26年度	平成23年度以降(子ども手当)については、平成23年度予算編成において検討される。	目標	—
2	継続	乳児医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満児までの保険診療分の内、300円を除いた自己負担分を助成。</li> <li>・3歳から就学前までの保険診療分の内、500円を除いた自己負担分を助成。</li> </ul>	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年10月診療分より、通院・入院あわせて1人1月500円を控除した額を助成しています。</li> <li>・制度改正については、市広報や窓口の案内で周知しています。</li> </ul>	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も継続して実施し、充実を図ります。</li> <li>・0歳から3歳未満の乳幼児医療費助成事業と同じく就学前までの助成を県に要望していきます。</li> </ul>	目標	—
3	継続	幼稚園就園補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、定める範囲内において補助。</li> </ul>	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子:(公立)20,000円 (私立)43,600~220,000円</li> <li>・第2子:(公立)35,000~49,000円 (私立)108,000~260,000円</li> <li>・第3子:(公立)78,000円 (私立)299,000円</li> <li>・補助対象園児:(公立)16人 (私立)218人</li> <li>・事業総額に占める国補助金の割合はおおむね1/3で、市費負担が大きい。</li> </ul>	平成26年度	今後も継続して実施し、充実を図ります。	目標	—

## 2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

これまでの母子保健対策の成果を維持するとともに、近年社会問題化している児童虐待の問題、低出生体重児問題等に対応するために、市民や関係機関が一体となって、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを推進します。

また、母子保健推進員の地域に密着した地道な活動の役割や意義について、市民の一層の理解と活動の浸透を図っていきます。

### 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

- (1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保
- (2) 子どもの健やかな成長と育児不安の軽減
- (3) 食育の推進
- (4) 思春期の保健対策と健康教育の推進
- (5) 小児医療の環境整備等
- (6) 不妊に関する取り組み

(1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

妊娠早期からの保健指導を実施するとともに、安全性を確保しながら、安心して出産できるように、情報を提供し、助言・指導していきます。

特に、妊娠中の女性は、日々変化していく自分の体のこと、仕事やこれからの育児のことなど様々な不安を抱えます。これらの不安を軽減するために、専門家等の意見を取り入れ、妊娠期、出産時、産褥期の安心を得られるように、保健・福祉サービスに努めます。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値についてはH20年度実績)		
				年度	現状と課題	目標
1	拡充	妊婦健康診査(医療機関委託)	・妊娠の届け出をした人に母子健康手帳、妊婦健康診査受診票を交付し、安全な妊娠出産ができるように定期的に健康診査を受け、妊娠中の異常を早期に発見し適切な措置、支援を行う。	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査受診率:74.3%</li> <li>・妊婦健康診査受診者の31.4%に何らかの異常がみられます。医療機関との連携を図り、保健指導の充実を図ることが課題です。</li> <li>・平成21年度からは妊婦健康診査票の交付が14枚になり全ての健診での使用が可能となります。</li> </ul>	
				平成26年度	今後も妊娠中の健康診査に対する助成を行い、経済面での支援と、妊娠中の異常を早期に発見し適切な指導を図っていきます。	妊婦健康診査票使用率:85%
2	拡充	両親学級(パパママ教室)	・妊娠・出産・育児を夫婦の共同作業として捕らえることで、生まれてくる子どもが、人として発達していくための基盤を図る。	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く妊婦や父親の参加を促すため、日曜日の午前中に開催し、父親の沐浴・妊婦体験などを行っています。</li> <li>・平成20年度途中から県のモデル事業として2回妊婦歯科健診と歯の健康教育を実施しました。</li> <li>・学級への参加組数:48組(延96人)</li> <li>・教室開催数:3回/年</li> <li>・母親の育児に関する精神的負担は大きく、父親が積極的に育児に参加する意識づくりを目指していきます。</li> </ul>	
				平成26年度	妊娠前期開催を追加し、喫煙による胎児への影響を周知していきます。また、父親間の情報交換の場としていきます。	・学級への参加組数:30組 ・教室開催数:6回/年



(2) 子どもの健やかな成長と育児不安の軽減

子育ては母親の仕事とする意識が依然として根強く、それが母親を追いつめる原因となっている場合もあり、育児・家事を分担していくことが大切です。これらの実態を踏まえ、保護者の育児不安や悩みを軽減するために、乳幼児訪問指導や育児相談等を通じて、子育て意識の啓発や育児情報を提供するとともに、発育に応じた相談や心のケアの充実に努めます。

また、父親に対し、親になる自覚と育児参加を促すために「パパ・ママ教室」等の充実に努めます。

さらに、母親が育児で孤立化することを防止するために、子育て中の家庭や地域での子育て支援の機運を高め、医療、保健、福祉、教育など関係機関との連携を図るとともに、地域で活動している子育てグループを支援します。

①母子保健の推進

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値についてはH20年度実績)			
				年度	現状と課題	方針	目標
1	継続	乳児健康診査(医療機関委託)	・身体の発育途上にある乳児に対し、健康診査を行うことにより、異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行い、乳児の保健管理の向上を図る。	平成22年度	・乳児健康診査2回を個別で医療機関委託で実施していきます。 ・受診率の向上と未受診者の把握、要経過観察児の経過把握が課題です。 乳児健康診査受診率84.0%		
				平成26年度	乳児の健康の保持増進のために、健診を実施することで異常を早期発見し適切な指導、支援を行います。	目標	乳児健康診査受診率: 85%
2	継続	乳児健診	・身体発育が不完全な乳児に予防措置として異常の有無を早期に確認し、必要に応じて適切な指導を行い、乳児の健康保持、増進に努める。	平成22年度	・生後6～8か月児を対象に集団健診を実施していきます。また歯科衛生士による口腔指導や栄養士による離乳食の指導、展示を実施しています。 ・家庭訪問等により未受診児の発育・発達の確認や家庭環境の把握に努めます。また、9～11か月児健診の医療機関受診の勧奨に努めていく必要があります。 乳児健診受診率: 96.1%		
				平成26年度	乳児の発育、発達の確認と疾病の早期発見に努めるとともに、不適切な療育環境にある子どもを早期発見して支援していきます。	目標	乳児健診受診率: 98%

小城市次世代育成支援後期地域行動計画

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値についてはH20年度実績)		
				現状と課題	方針	目標
3	継続	1歳6か月児健康診査	<p>・1歳6か月児に健康診査を実施することにより運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等障がいをもった児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止するとともに生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図る。</p>	平成22年度	現状と課題	<p>・集団健診を実施しています。成長、発達と総合的な健診を行い、疾病や発達障がいの早期発見・早期治療・早期療育につなげ、子どもの心身の健康を保持するよう努めています。また親の育児に対する不安、悩みを早期に把握し育児支援につなげています。</p> <p>・49%にフォローが必要なケースがあります。身体発育異常の中の肢体不自由が最も多く、次いで言葉の遅れ等の精神発達障がいとなっています。経過の把握と支援をしていく必要があります。</p> <p>1歳6か月児健康診査受診率：96.8%</p>
				平成26年度	方針	<p>子どもの心身の健康を保持するため、健診内容の充実をすすめていきます。なかでも発達障がいの早期発見のための問診票の導入を行い、早期発見と適切な療育へ結びつけ、就学への継続的な支援を行っていきます。また他の専門機関への紹介、情報提供をしていきます。</p>
4	継続	3歳児健康診査	<p>・3歳児に健康診査を行い、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障がい、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防、発育、栄養、生活習慣その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図る。</p>	平成22年度	現状と課題	<p>・集団健診を実施しています。成長、発達と総合的な健診を行い、疾病や発達障がいの早期発見・早期治療・早期療育につなげ、子どもの心身の健康を保持するよう努めています。また親の育児に対する悩み、不安を早期に把握し、育児支援につなげています。</p> <p>・3歳児健康診査受診率：97.6%</p> <p>・53.6%になんらかの異常がみられます。区分として身体的発育異常の中の中耳炎疑い等の要精密者と言葉の遅れや行動面等の経過観察が多くなっています。経過把握と支援をしていく必要があります。</p>
				平成26年度	方針	<p>子どもの心身の健康を保持するため、健診内容の充実をすすめていきます。なかでも発達障がいの早期発見のための問診票の導入を行い、早期発見と適切な療育へ結びつけ、就学への継続的な支援を行っていきます。また他の専門機関への紹介、情報提供をしていきます。</p>
5	拡充	育児相談(定期健康相談)	<p>・母親の育児不安を解消するとともに、自信をもって育児ができるよう指導し、母子の健康の保持増進を図る。</p>	平成22年度	現状と課題	<p>・毎週1回各保健福祉センターで、一般健康相談と同時に実施しています。保健師・栄養士が個別に相談に応じ、乳児の発達チェック及び育児に対する悩みや不安の軽減を図っています。</p> <p>・育児不安の保護者が目立っています。</p> <p>・乳幼児健康相談延人数：1,203人</p>
				平成26年度	方針	<p>子どもの育ちと親の子育てを支えていきます。離乳食の開始前である生後4か月児の栄養指導を行うことにより、望ましい食習慣を身に付けるよう支援していきます。</p>

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値についてはH20年度実績)		
				現状と課題	方針	目標
6	継続	予防接種	・伝染病のおそれがある疾病の発生及びまん延の防止を目的として予防接種法及び結核予防法に基づき、定期的予防接種を行い、感染症の予防と健康保持を図る。	平成22年度	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別接種(BCG、三種・二種混合、日本脳炎、麻しん、風しん)については医療機関で実施します。集団接種(ポリオ)については、日程を決めて実施しています。麻しん風しんの予防接種については5年間の経過措置として中1、高3に実施し95%以上の接種率を目指しています。</li> <li>・BCG接種率 99.8%・ポリオ接種率:68.4%・三種混合:59.2%</li> <li>・麻しん・風しん混合 I 期接種率:99.3%、II 期接種率:99.8%、III 期接種率:96.6%、IV 期接種率:95.9%</li> <li>・日本脳炎接種率:8.6%・二種混合接種率:92.8%</li> <li>・平成18年度より高齢者のインフルエンザは、県内広域で接種出来るようになりました。平成19年度よりポリオ以外の乳幼児の予防接種も県内広域で、体調に合わせてかかりつけ医で受けられるようになりました。</li> </ul>
				平成26年度	方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃子どもの健康状態をよく知っているかかりつけ医による接種の継続と、早期接種を推進していきます。</li> <li>・Hibワクチン接種の公費助成について検討していきます。</li> <li>・新型インフルエンザワクチン接種について費用軽減措置を実施していきます。</li> </ul>
7	継続	訪問指導	・妊産婦・乳幼児の健康状態、栄養、生活環境、疾病予防など妊娠、出産、育児について家庭訪問を行い、安心して出産育児ができるよう支援する。	平成22年度	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子、健診未受診児、問題を抱えた家庭等の訪問を行っています。</li> <li>・育児不安、相談内容の多様化・複雑化が目立ってきていることから、専門職種や関係機関との連携を図りながら行っていく必要があります。</li> <li>・第1子訪問 対象者180人中169人訪問 訪問率:93.9%</li> <li>・こんにちは赤ちゃん訪問事業として母子保健推進員による乳児の全戸訪問を行っています。</li> </ul>
				平成26年度	方針	第1子訪問の充実と虐待の把握、育児不安を抱える保護者の援助をしていきます。
8	拡充	フッ化物洗口事業	・保育園・幼稚園、小学校において洗口動作ができる幼児及び小学生を対象に、0.2%濃度のフッ化ナトリウム水溶液を用いて集団的、継続的に洗口を行う。	平成22年度	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度まで市内幼稚園・保育園の13園と芦刈小学校で実施していた事業について、関係機関との調整により平成21年度から市内全ての小学校で実施します。</li> <li>・3歳児の一人あたりのむし歯数は1.35本、有病率は33.2%と昨年より低下しており、県平均を下回りました。</li> </ul>
				平成26年度	方針	今後も継続して実施し、口腔衛生の向上に努めます。

小城市次世代育成支援後期地域行動計画

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値についてはH20年度実績)				
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度	方 針	目 標
9	継続	フッ化物及び歯科健診	・1歳以上の幼児(フッ素洗口をしている子を除く)を対象に、歯科健診と定期的にフッ素塗布を実施する。また、必要な子どもに対して仕上げ磨きの実施を指導する。	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フッ素塗布延人数:1,116人</li> <li>・1歳6か月児健診1人平均むし歯本数:0.07本</li> <li>・3歳児健診1人平均むし歯本数:1.35本</li> <li>・3歳児健診における1人平均むし歯本数は県平均を下回りました。</li> <li>・さらに1人平均むし歯本数を減らしていくことが課題です。</li> </ul>	平成26年度	う歯予防と歯磨きの普及を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フッ化物塗布延1,500人</li> <li>・1歳6か月児健診1人平均むし歯数:0本</li> <li>・3歳児健診1人平均むし歯本数:1.3本</li> <li>・1歳6か月健診時仕上げ磨きをしている子どもの割合100%</li> </ul>
				平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く妊婦や父親の参加を促すため、日曜日の午前中に開催し、父親の沐浴・妊婦体験などを行っています。</li> <li>・平成20年度途中から県のモデル事業として2回妊婦歯科健診と歯の健康教育を実施しました。</li> <li>・学級への参加組数:48組(延96人)</li> <li>・教室開催数:3回/年</li> <li>・母親の育児に関する精神的負担は大きく、父親が積極的に育児に参加する意識づくりを目指していきます。</li> </ul>	平成26年度	妊娠前期開催を追加し、喫煙による胎児への影響を周知していきます。また、父親間の情報交換の場としていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級への参加組数:30組</li> <li>・教室開催数:6回/年</li> </ul>
10	拡充	両親学級(パパママ教室)(再掲)	・妊娠・出産・育児を夫婦の共同作業として捉えることで、生まれてくる子どもが、人として発達していくための基盤を図る。	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く妊婦や父親の参加を促すため、日曜日の午前中に開催し、父親の沐浴・妊婦体験などを行っています。</li> <li>・平成20年度途中から県のモデル事業として2回妊婦歯科健診と歯の健康教育を実施しました。</li> <li>・学級への参加組数:48組(延96人)</li> <li>・教室開催数:3回/年</li> <li>・母親の育児に関する精神的負担は大きく、父親が積極的に育児に参加する意識づくりを目指していきます。</li> </ul>	平成26年度	妊娠前期開催を追加し、喫煙による胎児への影響を周知していきます。また、父親間の情報交換の場としていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級への参加組数:30組</li> <li>・教室開催数:6回/年</li> </ul>
				平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く妊婦や父親の参加を促すため、日曜日の午前中に開催し、父親の沐浴・妊婦体験などを行っています。</li> <li>・平成20年度途中から県のモデル事業として2回妊婦歯科健診と歯の健康教育を実施しました。</li> <li>・学級への参加組数:48組(延96人)</li> <li>・教室開催数:3回/年</li> <li>・母親の育児に関する精神的負担は大きく、父親が積極的に育児に参加する意識づくりを目指していきます。</li> </ul>	平成26年度	妊娠前期開催を追加し、喫煙による胎児への影響を周知していきます。また、父親間の情報交換の場としていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級への参加組数:30組</li> <li>・教室開催数:6回/年</li> </ul>

②地域子育て環境づくり

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)						
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度	方 針	目 標		
1	継続	母子保健推進員地域活動事業	・地域に母子保健推進員を委嘱し、訪問活動の中で各種教室、健診への受診勧奨、相談などを行い、母と子が安心して育児ができるよう支援する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・3～4か月児、健診通知配布、健診・育児サークル等の介助などを通じて地域と行政のパイプ役として育児の情報の提供や相談を行い、母と子が安心して育児ができるよう支援する活動をしていきます。</li> <li>・活動延件数:3,150件</li> <li>・出生率の低下、核家族化等の進行により健やかに子どもを産み育てるための環境づくりが課題です。今後も継続し積極的な活動をする母子保健推進員を育成していくことが課題です。</li> </ul>					
									訪問活動の中で育児情報の提供や相談等を実施できるよう情報交換会や育成のための研修を行います。地域の身近な相談役としての活動も充実させていきます。	活動延件数:3,500件

(3) 食育の推進

「食」は生活の基本であり、生涯にわたって健康に暮らすためには、食事に対する配慮が必要ですが、近年は子どもたちにおいて欠食や孤食が目立つなど、食に関わる生活習慣の確立が課題となっています。乳幼児からの正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着を図るためにも地域に根ざした学校給食の推進（地場野菜、安全な食材等）と保育所や学校教育における食に関する指導の推進、学校・家庭・地域が一体となって取り組む早寝・早起き・朝ごはん運動の展開や食育環境づくりが必要です。そのために、親子料理教室や食の教育などへの取組を推進します。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)			
				現状と課題	方針	目標	
1	継続	食育教室(ふれあい食体験教室)	・食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成を図る。	平成22年度 ・小城市食生活改善推進協議会に委託し、子どもの料理教室、親子料理教室を開催しています。 ・子ども・親子料理教室開催回数:17回(食改協委託15回・サークル2回) ・子どもたちの欠食や孤食が増えてきていることから、保護者や子どもたちが適切な食習慣を確立することが課題です。	平成26年度	今後も継続し、食の教室や教育などへの取組みを推進します。	子ども、親子料理教室開催数:20回

(4) 思春期の保健対策と健康教室の推進

成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、思いやりとやさしさを持った子どもを育てるために、学校や地域と連携しながら思春期の保健・健康対策を推進します。

心と身体の健康についての正しい知識を身につけさせるとともに、普及・啓発について取り組んでいく必要があります。また、思春期教室を開催し、乳幼児とのふれあい活動などを支援します。

また、学校、家庭、地域が一体となって、「生と性」の学習を推進します。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)		
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	目 標
1	継続	赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業	・健全な父性、母性の育成支援及び感性豊かな人間育成を図る。	平成22年度	・若年での妊娠や未婚での妊娠、また妊娠中絶も増えており、子ども達が健全で豊かな人間性を育む上で、義務教育の過程における子どもの心身の健康に関する課題への対応は必要不可欠である。 ・子ども達の発達段階に応じた適切な指導をしていくことが必要であることから、中学校(思春期)において、命の尊さ、男女交際、性交、性感染症、妊娠などをテーマとした「生きる・性教育」を実施しています。	全中学校での開催回数: 2回/年
				平成26年度	性教育講演会等により、生命の尊さ、男女関係相互理解の必要性、性感染症予防について、正しい知識の普及を推進していきます。	

(5) 小児医療の環境整備等

乳幼児は抵抗力が弱く病気にかかりやすいため、小児医療体制の充実が求められています。市内には専門の小児科医院がありますが、安心して子どもを産み育てるためには、休日の受け入れや平日夜間における重症患者の受け入れ態勢の整備が求められており、救急医療体制の確保に取り組みます。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)		
				現状と課題	方針	目標
1	継続	小児救急医療支援事業	・二次医療圏単位で休日及び夜間における小児科医を確保し、広域的に連携し小児第一次医療を充実させ、乳幼児の急病時における保護者の不安の軽減を図る。また広報での救急医療情報提供と意識啓発を行う。	平成22年度	現状と課題	・佐賀中部医療圏で、佐賀市休日夜間こども診療所では、土曜・日曜・祝日・夜間の診療を行っています。佐賀市休日歯科診療所では、日曜・祝日の診療を行い、小児や歯科の急病患者への医療を実施しています。 患者数:1,701人(休日夜間こども診療所) 102人(休日歯科診療所) ・24時間の緊急医療体制の確保の検討を行い、更なる小児医療体制の充実が必要です。
				平成26年度	方針	小児一次救急医療機関として、広域的に連携し体制の充実を図ります。また毎月の広報で情報提供と意識啓発をしていきます。
2	継続	救急医療体制の整備	・休日は一次体制として日曜在宅当番医制、二次体制として病院群輪番制病院を配備する。また平日夜間については、夜間緊急外来診療体制の整備で、24時間対応での医療施設の整備を行う。	平成22年度	現状と課題	・日曜・祝日などの第一次救急医療体制として、多久小城地区医師会に委託し、日曜在宅当番医を実施しています。二次体制として病院群輪番制の配備を実施しています。また、佐賀県夜間救急外来診療体制が整備されています。 ・24時間の緊急医療体制の確保の検討を行い、更なる小児医療体制の充実が必要です。
				平成26年度	方針	救急医療情報システムの機能の充実を図り、インターネット等のメディアを利用し多彩な情報提供を行い、利用者がさらに利用しやすいものにします。



(6) 不妊に関する取り組み

佐賀県において不妊に関する様々な取り組みがされており、市民への情報の提供、支援に努めます。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)					
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度	方 針	目 標	
1	拡充	不妊治療支援事業	・不妊治療をしている夫婦に対して経済的負担の軽減につとめ、治療しやすい環境をつくる。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中部保健福祉事務所内の不妊専門相談センターで電話相談、専門医師の相談が行われています。広報、紹介を必要に応じて医療機関を紹介しています。</li> <li>・不妊治療は保険適用ではないため、助成金を小城市不妊治療支援事業実施要綱に基づき交付しています。</li> <li>・受理件数19件 助成額187万5千円</li> </ul>		広報等での周知を継続していきます。	目標	申請件数:20件

### 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもたちが社会の変化の中で、また、それぞれの発達段階で、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備・充実に努めます。

また、自ら学び、考え、主体的に行動していく力を身につけることができるような教育や他人を思いやる心を育み、人間性豊かで個性を尊重する教育内容の充実に努めます。

#### 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代を担う親の育成
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境等の整備
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(1) 次代を担う親の育成

男女が協力して家庭を築くこと、子どもを産み育てることが楽しいものであることを体験できるような学習機会を提供するとともに、各分野が連携しつつ広報・啓発に努めます。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)				
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	目 標		
1	継続	学校教育における子育て教育の充実	・新学習指導要領において、男女が互いに協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義を学習する機会を一層充実。	平成 22 年度	・小中学校の道徳授業、特別活動の授業や中学校の家庭科授業等において、指導する機会を設けています。 ・保護者に対する子育て教育あるいは支援が緊急的課題です。	平成 26 年度	家庭の機能について理解を深め、これからの生活を展望して、課題を持って生活をよりよくしようとする能力と態度を育てます。	家族との関わりに関心を持ち、家族関係をよりよくする方法を工夫する子どもを育成します。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、行政、学校、家庭及び地域社会との連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。多くの親が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

①家庭教育への支援の充実

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)				
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度	方 針	目 標
1	継続	家庭教育に関する 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学時健診等の機会を活用した家庭教育に関する講座の実施。</li> <li>・親が家庭を見つめ直し、自信をもって子育てに取り組んでいく契機となるよう、家庭教育手帳を中学生以下の子どもを持つ親に配布。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・共働き家庭が増加するなかで、家庭教育に対しての時間が少なくなっています。また、家庭教育に対する意識の多様化に伴い2極化がすすんでいます。講座などの事業を行っても参加者が少ない。</li> <li>・忙しい保護者が家庭教育の重要性を認識し、実践するための講座を行う必要であるが、どうしたら参加者が増やせるかが課題です。</li> </ul>		家庭教育の重要性を早い段階から啓発する情報を提供します。	青年層へのPR

②地域の教育力の向上

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)		
				現状 と 課題	方針	目標
1	継続	スポーツ活動の支援	・市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、関心に応じて、いつでも、どこでもスポーツ活動を行うことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた、総合型地域スポーツクラブや広域スポーツセンターの整備を支援する。	平成22年度	現状と課題	・芦刈町において平成21年度より、総合型地域スポーツクラブに取り組み、5モデル教室を開催しました。平成13年度より「総合型地域スポーツクラブ」の設立に取り組み住民へ広く周知をしましたが、クラブ数や会員数の増加に結びついていません。
				平成26年度	方針	今後も継続して、充実を図ります。
2	継続	地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実	・地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、推進体制の計画的な整備充実や、地域の実情に即した子どもの多様な活動を推進する。	平成22年度	現状と課題	・公民館などで青少年を集めた事業は自然体験・社会体験を中心とした事業を行っていますが、参加者が減少傾向です。 ・地域で遊んだり活動する子どもたちが減少しています。 ・保護者などに自然体験や社会体験の重要性を認識してもらうのが課題です。
				平成26年度	方針	モデル子どもクラブの継続
3	継続	農業・農村体験学習の推進	・子ども達が農業・農村に親しみを感じる機会を充実するため、全国的な体験学習の推進体制づくり、文部科学省と連携したモデル地区の設置のほか、身近な水辺環境の活用や修学旅行等を通じた学校内外における農業・農村体験学習を推進する。	平成22年度	現状と課題	・県が推進する「オンリーワンのさが体験活動事業」を活用し、市内小中学校11校でふるさとの産業体験活動を実施しました。 ・学校において着実に実施して成果をあげていますが、その情報の発信や評価などが難しい。 ・県の事業は平成20年度で終了するため、定着している事業をどのようにして継承していくかが課題です。
				平成26年度	方針	これまで培った地域との連携を継続、発展させ地域の産業を通じた体験学習に各学校が独自の取り組みで推進を図ります。

(3) 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境等の整備

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、特色のある学校教育環境の充実に努めます。

まず最初に、豊かな心を育むために、子どもの心に響く道德教育の充実とともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動などの取組みを推進します。また、いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するため、教育相談体制の確立と学校、家庭、地域及び関係機関のネットワークづくりを推進します。

二番目に、確かな学力の向上のために、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫改善を図り、生きる力の基盤としての基礎・基本の学力充実と発展・応用力の定着及び問題解決力の育成に努めます。また、家庭及び学校での読書活動の推進を図り、読書習慣が身に付いた子どもを育てます。

三番目に、子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加などの今日的課題が指摘されている現状を踏まえ、健やかな体の育成のために、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持・増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育及び食育の推進と早寝・早起き・朝ごはん運動の展開をしていきます。

四番目に、信頼される学校づくりのために、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることなどや、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めていきます。

さらに、幼児教育の充実のための情報提供を進め、幼稚園や保育所の教育活動及び教育環境の充実、子育て支援の充実、幼稚園や保育所と小学校との連携の強化などを推進していきます。

①確かな学力の向上

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)		
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度
1	継続	習熟度別指導などのきめ細かな指導の実施	・教科等に応じ、20人程度の少人数指導や習熟度別指導を行うなど、きめ細かな指導を行う学校の具体的取組を支援する職員数改善計画を活用する。	・教員加配を受けた学校は、基礎学力の向上などきめ細かな指導を目指して、校内の指導体制・研究体制を整え、加配教員の効果的な活用を行っています。	固定的に運用するだけでなく、子どもの実態に応じた多様な指導方法を導入していきます。	多様な指導形態、指導方法等を工夫して展開していきます。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)		
				年度	現状と課題	目標
2	継続	地域の人のボランティア講師としての活用	・優れた知識経験や技能を有する社会人を学校現場に活用するため、ゲストティーチャーとして授業に参加することができる制度。	平成22年度	・地域の人材を活用する事業は、声刈小中学校が行う、「夢つなぎ応援事業」などがあるが、県が行う特別非常勤講師制度によるところが大きいのが現状です。 ・時代の要請とともに学校現場のみの教育では対応できず、今後一層、地域やその道の専門家に教育を支えて戴くことが求められている。そのための人的な整備や活動制度が求められています。	
				平成26年度	・各学校ごとの「教育ボランティア人材バンク」の整備 ・各学校ごとに教育課程への外部講師の位置付けの検討	外部講師導入人数を前年度より上回るボランティア導入による教育効果の評価。
3	継続	学力向上対策推進事業	・平成17年度より、市単独で推進する学力向上推進のための委嘱事業。12校で推進委員会を立上げ、学力向上に関する研究・実践を促進する。1校当たり20万円、計240万円の予算措置。	平成22年度	・市学力向上研究会に事業委嘱をし、推進委員会の立上げ、中学校区単位の研究部会等を組織して、児童生徒の学力向上を図ることを目的として研究・実践を行っています。 ・中学校区単位の授業研究会を行っています。	
				平成26年度	小城市内各小中学校が一体となって児童生徒の学力向上を図っていきます。	小城市内全ての学校が佐賀県の学力指標を上回ることを目指します。
4	継続	キャリア教育推進事業	・小中高を通じ、組織的・系統的なキャリア教育を行うための指導方法・内容の開発。 ・勤労観、職業観を身につけさせるためのキャリア・アドバイザーの確保及びその活用。 ・学校、産業界、関係教育行政機関等による職場体験活動推進のためのシステムづくり、など。	平成22年度	・平成18年度～平成19年度にかけては、「文部科学省や県のキャリア教育事業」の委嘱をうけ、予算の確保に伴って実施日及び事業所の拡充を図ることができました。 ・平成20年度からは、国及び県の委嘱事業がなかったため前年度までのような充実したキャリア教育の推進が実施できていません。しかし、各学校では前年度までの実践から学んだ体験学習を各学校独自に充実させた実施が行われています。	
				平成26年度	今後ともこれまでの実践を継続した活動とともに更なる充実を図ります。	各中学校では、3日間の職場体験と生徒の実態に応じた職場体験の場の確保を行う。

②豊かな心の育成

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)		
				現状と課題	方針	目標
1	継続	スクールカウンセラーの設置	・国県事業で、スクールカウンセラーを配置し、いつでも個別に児童の相談を受けられるような雰囲気づくりをし、専門的な立場から家庭と連携をとりあい児童の心のケアを図る。特に中学生については思春期の心身の悩み事相談の充実を図っていく。	平成22年度	現状と課題	・1校当り月1回～2回訪問。児童・生徒へのカウンセリングのほか、教職員や保護者へのカウンセリングを実施。 ・市立小・中学校について3人のスクールカウンセラーで対応。 ・訪問日が月1日程度のため、その活用に制限がある。恒常的な活用を図るためには財源確保が課題。
				平成26年度	方針	子ども支援センター等関係者及び教育相談等関係事業との連携を図り事業の充実を推進していきます。
2	継続	教育相談事業	・市単独事業で、教育相談員(嘱託)2人を配置。不登校やいじめなど、児童・生徒あるいは保護者、教師の悩みについてのサポート体制を拡充。拠点として「市子ども相談室」、電話による相談窓口として「心のホットライン」を開設して対応。	平成22年度	現状と課題	・「子ども支援センター」「適応指導教室ほたる」の設置、教育相談員などの配置により、不登校児童生徒数、問題行動の事案数は平成20年度をピークとして減少傾向にあります。しかし、学校状況変化によりいつ増加に転ずるか予測を許さないで、今後一層「子ども支援センター」を中心とした関係諸機関・組織の連携を充実していく具体的な方策を検討していく必要があります。また特別支援相談を一層の充実が求められます。
				平成26年度	方針	不登校児童生徒、いじめ案件、問題行動案件の発症率、発生件数の減少のため、充実した特別支援活動と相談態勢の整備をしていきます。
3	継続	青少年の問題行動に関する支援ネットワークの設置	・問題行動を起こす児童・生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムを構築、その推進を図る。	平成22年度	現状と課題	・平成19年度に発足された「子ども支援センター」は、センターが中心となって組織的・有機的運営され年々充実してきています。(毎週-月曜日のカンファレンス:問題行動、不登校への関わり)
				平成26年度	方針	「子ども支援センター」を中核として、各関係機関や地域の人材を活用した連携やサポート体制の構築を実現していきます。
4	継続	青少年文化芸術活動の推進	・子どもたちが本物の文化芸術に直に触れ、創造活動に参加する事により、多くの感動や刺激を受け、感受性豊かな人間としての成長を促す。学校や地域社会における子どもたちの文化活動の実践、鑑賞機会の提供。	平成22年度	現状と課題	・国の事業または県との共催により、希望校への芸術体験事業を行なっています。 (晴田小→『本物の舞台芸術体験事業』を実施) (芦刈小・中→『子どもふれあい鑑賞事業』を実施) ・費用負担が大きく、希望する全ての学校での実施が難しい。
				平成26年度	方針	共同実施や市内での輪番制を検討していきたい。



③健やかな体の育成

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)					
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度	方 針	目 標	
1	継続	スポーツ活動を通じた児童の体力向上と地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後における運動部活動等を通じて、子ども達がスポーツの楽しさ、爽快感、達成感などを体験する機会を豊かにすることにより生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に資する事業を実施。</li> <li>・子どもたちが日常生活の中で家族や仲間と運動・スポーツ活動の楽しさを気軽に親しむことのできる環境づくりを推進するため、学校・地域・家庭等による総合的な事業を展開。</li> </ul>	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年スポーツクラブに対して活動を支援しています。</li> <li>・小城市体育協会による助成金支給、体育施設使用料の免除、及び利用に配慮しています。</li> <li>・スポーツをしていない子どもたちへの参加の働きかけを今後どう実施していくかが課題です。</li> </ul>	平成26年度	今後も継続して、内容の充実を図ります。	目標	スポーツをする子どもたちの数を増加させていきます。

④信頼される学校づくり

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)		
				年度	現状と課題	目標
1	継続	「防犯教室」の開催など、学校安全の総合的な取組を推進	・近年、学校の管理下での事件・事故等が大きな問題となっている状況を踏まえ、防犯や救急処置等の訓練などを実施する「防犯教室」の開催を推進するなど、学校安全の充実等の総合的な取組を推進。	平成22年度	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての学校で「防犯教室」が実施されており、内容の充実も図られてきています。</li> <li>・講話を中心とした内容のものもあり、不審者侵入時の児童生徒の「安全避難訓練」が行われていない学校もあります。関係機関との連携や教師による護身訓練が実施されていない学校もあります。</li> </ul>
				平成26年度	方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも継続した実施を行うとともに内容の充実を図っていきます。</li> <li>・インターネットの普及により「ネット犯罪」「ネットいじめ」等についても取り組んでいきます。</li> </ul>
2	継続	学校評議員の設置及び活用	・学校運営に関し、開かれた学校づくりの推進並びに学校・家庭・地域の連携及び協力を図るため、小・中学校に学校評議員を配置する。	平成22年度	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小中学校に5人ずつ配置し、学校に対しての意見を述べていただき「開かれた学校づくり」に活かしています。</li> <li>・全12校で学校評議員を委嘱し、年間3回の会議を実施しました。委員は各校ともに5人。</li> <li>・校区内に評議員として、教育と経営の両面から発言できる適切な人材が発掘できるか、大きな課題です。</li> </ul>
				平成26年度	方針	学校教育のさらなる活性化を図るために、学校評議員制度の趣旨を踏まえた積極的な活用を図ります。

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけていきます。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)					
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度	方 針	目 標	
1	継続	関係機関等との連携した有害環境の防止対策(生涯学習、青少年育成市民会議関係)	・教育機関、PTA等と連携してアダルト情報(ポスター、チラシ等)などの有害環境下から子どもたちを守るための措置を講じている。		・インターネットや携帯電話の普及が低年齢化しており、犯罪に巻き込まれる危険性が高まっています。 ・携帯電話所持を制限する指導はされていますが、子どもの安全確保との関係をどうするかが課題です。		保護者や子どもたちに対する啓発を行います。	目標	地区育成会での啓発活動

#### 4. 子育てを支援する生活環境の整備

豊かな自然環境のもとで子どもや子ども連れの親等が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化などの整備を推進します。

子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 良質な住宅の確保
- (2) 良好な居住環境の確保
- (3) 安全な道路交通環境の整備
- (4) 安心して外出できる環境の整備
- (5) 安全・安心まちづくりの推進等

(1) 良質な住宅の確保

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるような取組を推進します。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)						
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度	方 針	目 標		
1	継続	公営住宅における優先入居	・公営住宅への入居の選考に際し、母子世帯(老人世帯)については、入居順位の抽選優遇扱いの実施		・母子世帯・老人世帯については、公営住宅への入居の選考に際し、入居順位の抽選優遇扱いを実施しています。 ・今後の住宅整備プランの中で母子世帯・老人世帯専用住宅の新規整備戸数について検討していく必要があります。					
						今後も継続し、充実を図ります。		目標		—

(2) 良好な居住環境の確保

子どもを安心して育てられ、ゆとりのある快適な暮らしを送るためには、まち全体として良好な居住環境の整備に取り組んでいく必要があります。

豊かな自然環境を活かし、子どもたちが自然とふれあい親しむ場の整備充実に取り組めます。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)					
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度	方 針	目 標	
1	継続	シックハウス防止対策	建築基準法の改正(平成15年7月1日施行)に伴う措置。	平成22年度	・住宅やビル等の居室を対象として、クロルピリホスの使用禁止、ホルムアルデヒドに関する建築材料の使用制限及び換気設備の設置の原則義務付けを行う等の所要の措置を実施します。 ・広報・ホームページ等による周知を図ります。	平成26年度	今後も継続し、充実を図ります。	目標	—
2	継続	アスベスト対策	・公共施設等において、アスベストの飛散の恐れのある建築物を調査把握し飛散防止対策を実施。	平成22年度	・公共施設等において、アスベスト飛散の恐れのある建築物の調査は、既に行っており、飛散防止対策は実施済みです。	平成26年度	今後も継続し、充実を図ります。	目標	—
3	継続	身近な遊び場の整備充実	・安全な子どもの遊び場として、児童遊園、広場、公園等の環境整備や遊具の保守管理を進めます。また、子どもが身近に利用できる遊び場として地域の公民館や広場の利用の促進。	平成22年度	・安全な子どもの遊び場として、児童遊園、広場、公園等の環境整備や遊具の保守管理を進めます。また、子どもが身近に利用できる遊び場として地域の公民館や広場の利用の促進が必要です。	平成26年度	安全な子どもの遊び場として、児童遊園、広場、公園等の環境整備や遊具の保守管理を進めます。また、子どもが身近に利用できる遊び場として地域の公民館や広場の利用の促進に取り組めます。	目標	—

(3) 安全な道路交通環境の整備

子育て家庭が安心・安全に生活していくためには、子どもの視点、子ども連れの親の視点に立った道路交通環境の整備が必要です。道路管理者、警察、交通安全協会などと合同で道路の安全点検を継続して実施します。

通行規制や速度制限等の交通規制、及び信号機の設置やカーブミラーの設置等交通安全施設の整備をさらに推進し、妊産婦や子ども連れの親、子どもたちが安心して通行できる道路交通環境の整備に取り組みます。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)					
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度	方 針	目 標	
1	継続	市道歩道設置	・幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進。	平成 22 年度	・幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進しています。	平成 26 年度	今後も継続し、充実を図ります。	目標	—
				平成 22 年度	・これまでに把握した問題点や改善すべき箇所について、工事施工や対策を協議して建設部局に要請します。	平成 26 年度	継続して施設や道路付帯施設などの充実を目指します。	目標	—
2	継続	交通安全総点検	・総点検において「あんしん歩行エリア」の対象内容や、「バリアフリー基本構想」の問題箇所の抽出。	平成 22 年度	・これまでに把握した問題点や改善すべき箇所について、工事施工や対策を協議して建設部局に要請します。	平成 26 年度	継続して施設や道路付帯施設などの充実を目指します。	目標	—
				平成 22 年度	・これまでに把握した問題点や改善すべき箇所について、工事施工や対策を協議して建設部局に要請します。	平成 26 年度	継続して施設や道路付帯施設などの充実を目指します。	目標	—

(4) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦や子ども連れの親、子どもたちをはじめ、高齢者、障がい者にいたるすべての人が安心して外出できるようなまちづくりを進めるために、公共施設や公共交通機関、建築物等においてバリアフリー化を進めていく必要があります。本市でも、公共施設は県の指針に基づきバリアフリー化を推進していきます。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)					
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度	方 針	目 標	
1	継続	公共施設のバリアフリー化	・道路や公共施設、商業施設、駅等における段差の解消、エレベーター・エスカレーターを設置を促進し、ベビーカーが使用しやすいなど乳幼児を連れて外出しやすいまちづくりに努める。	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設のバリアフリー化を推進します。</li> <li>バリアフリー重点整備施設の把握が必要です。</li> <li>県が推進するパーキング・パーミット(身障者駐車場利用証)制度を推進します。</li> </ul>	平成26年度	今後も継続し、充実を図ります。	目標	—



(5) 安全・安心なまちづくりの推進等

子どもたちを犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには、市や警察をはじめとする関係機関、団体が一体となって協力し、まち全体で安全体制・防犯体制の整備を推進していきます。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)					
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度	方 針	目 標	
1	継続	安全・安心なまちづくりの推進	・道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進		・市設置の防犯灯は、平成18～19年度で終了しましたが、自治会設置補助(1/2)については今後も継続していきます。		補助金制度については事業継続の見込みです。	目標	—

## 5. 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現の推進

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間の調和（ワークライフバランス）がとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。また、職場や地域等における固定的な役割分担意識を変えていくことが必要です。

仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現の推進

- (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

共働き家庭の割合が増加していく中で、男性の家庭内での育児に関わる割合は大きくなりつつあり、父親は何らかの育児に関わっています。しかし、実際に育児休暇を取り、育児に参加する男性はまだまだ少なく、男性がスムーズに家庭での子育てに参加できる環境を整えていく必要があります。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)				
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度	方 針	目 標
1	継続	県が進める「子育て応援宣言事業所」登録制度の普及促進	・企業自らが従業員の子育て支援に積極的に取り組むことを宣言する企業・事業所を県が登録証の交付、宣言実行のサポートを行ない、宣言企業を県発行のリーフレットやホームページで紹介し、啓発等を進めていくものです。	平成 22 年度	・県が進める「子育て応援宣言事業所」登録制度の普及促進に努めています。			
				平成 26 年度	今後も継続していきます。	目標	—	
2	継続	育児休業の取得率等について事業主等に対する意識啓発(21世紀職業財団で実施)	・育児休業の取得率等について設定した社会全体の目標値の達成に向けて、事業主等に対して意識啓発を実施	平成 22 年度	・広報誌等で周知を行っています。			
				平成 26 年度	男女ともに育児に参加するように社会全体の啓発活動を行なっていきます。	目標	—	

(2) 仕事と子育ての両立の推進

保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センターの設置促進等を図るとともに、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)		
				現状と課題	方針	目標
1	拡充	ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	・通常の保育サービスでは対応できないサービスを提供するために設置された、子育てを支援出来る者と支援を受けたい者を結びつける、地域における子育て相互支援組織。	平成22年度	・市社会福祉協議会に委託し事業を実施。 ・子育て相互支援センター(小城保健福祉センター内)と支部(芦刈保健福祉センター内)2か所に設置し、事業の周知及び利用の拡大を図りました。 平成21年3月末 協力会員89人、利用会員296人 サポーター養成講座 4回実施。研修交流会の実施。	
				平成26年度	広報による周知に努め、利用会員と協力会員の確保を図り、安心して子育てができるようなサービスの提供を展開していきます。	病後児、障がい児などの保育がスムーズにできるよう保育内容の充実します。
2	継続	育児・介護休業に関する関係法令の周知・啓発	・育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等関係法令の周知・啓発。	平成22年度	・法令の周知を行なっています。	
				平成26年度	引き続き広報誌等で周知を行っていきます。	—

## 6. 子ども等の安全の確保

子どもを犯罪や交通事故等の被害から守るため、家庭、警察、保育所、幼稚園、学校、中央公民館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な防止対策を推進していきます。

### 子ども等の安全の確保

- (1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、家庭、警察、保育所、幼稚園、学校、児童センター、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、犯罪防止対策を推進していきます。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)		
				現状 と 課題	方針	目標
1	継続	犯罪等に関する情報の提供	・地域住民に対し、市報、交番・駐在所広報誌、警察本部のホームページ等によって、子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯行手口等の情報提供を推進。	平成22年度	・市報、交番・駐在所広報誌、警察本部のホームページ等によって、子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯行手口等の情報提供を行っています。	
				平成26年度	今後も継続し、充実を図ります。	情報のみにとどまらず、市全体が安全で住みよい環境になるように努めます。
2	継続	関係機関・団体との連携、情報交換	・子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯行手口等の情報について、関係機関・団体との情報交換を推進。	平成22年度	・児童生徒の安全確保推進委員会を開催し、学校を核とした子どもに安全な地域づくりを推進しています。	
				平成26年度	子ども達への安全教育・体験活動の実施による安全意識の向上を図ります。	学校安全確保推進体制の組織化を図り、子ども達への安全意識の向上を目指します。
3	継続	学校等における防犯教室の講習会の開催	・市、学校、保護者への防犯講習会の開催。	平成22年度	・講師を招いて教職員、保護者等を対象とした学校における防犯教室の講習会を開催しています。	
				平成26年度	今後も継続し、充実を図ります。	年に1回以上の実技を盛り込んだ講習会を開催します。
4	継続	「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援	・子どもが被害に遭い又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察等への通報を行う「子ども110番の家」等に対して、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等の支援を推進。	平成22年度	・「子ども110番の家」等に対して、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等の支援を行っています。	
				平成26年度	今後も継続し、充実を図ります。	—

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)					
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度	方 針	目 標	
5	継続	「青色回転灯による防犯パトロール」等の防犯ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国的に子ども達が被害者となる犯罪が多発するなか、小城市においても引き込み声かけ事案が発生している事態を考え、地域の子供達は地域で守るとの思いにより平成18年6月小城市青少年育成市民会議が発起し結成した。</li> </ul>	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>小城市内7地区の青少年育成会を中心に老人会・婦人会・PTA・区長会などのボランティアに防犯講習会に参加してもらい、児童・生徒の下校時間帯や夏期休業中の夜間などに青色回転灯付き車両にてパトロールを行なっています。</li> <li>平成21年度に青色回転灯付きパトロール専用車1台の配備をしました。</li> </ul>	平成26年度	今後も継続します。	目標	—

(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、家庭、警察、保育所、幼稚園、学校、中央公民館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進していきます。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)		
				平成 22 年度 現 状 と 課 題	平成 26 年度 方 針	目 標
1	継続	児童等の交通安全教室	・保育園、幼稚園、小学校、中学校での交通安全教室を実施し、次世代を担う子どもたちが事故などに遭わないように指導する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園、幼稚園、小学校、中学校での交通安全教室を年間16回程度実施され、市交通指導員の斡旋を行っている。</li> <li>・小城地区交通安全協会より、中学校の自転車安全点検を実施しています。</li> <li>・毎年新一年生に対し、黄色い帽子を購入し地区交通安全指導員より授与してもらい、交通安全についての啓発を行っています。</li> </ul>	事業継続し、児童・生徒の交通事故を防止します。	市内の児童・生徒の犠牲者をひとりも出さない。



## 7. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

増加する母子家庭等ひとり親家庭については、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策等、総合的な対策を適切に実施していきます。

また、児童虐待を防止するために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの総合的な支援と地域における関係機関の協力体制の構築を推進します。

さらに、障がい児対策として、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療を推進します。また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携を図り、総合的な取組を推進します。

### 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

- (1) ひとり親家庭の自立支援の促進
- (2) 障がいのある子どもへの支援
- (3) 児童虐待等対策の充実

(1) ひとり親家庭等の自立支援の促進

離婚の増加等により母子家庭等ひとり親家庭が急増している中で、ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していきます。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)				
				平成 22 年度	現状 と 課題	平成 26 年度	方針	目標
1	継続	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	・事前相談において、認定を受けた職業能力の開発のための指定講座を受講した母子家庭の母等に対して、教育訓練終了後、自立支援教育訓練給付金を支給する。	平成 22 年度	現状 と 課題	・平成21年度実績はない(平成21年10月末現在)が、母子家庭の母の就労の相談は増えています。 ・情報提供を行い適切な就労に結びつくよう支援しています。		
				平成 26 年度	方針	今後も母子家庭の母の自立を促進し、就労を支援していきます。	目標	—
2	継続	母子家庭高等技能訓練促進費事業	・事前相談において、認定を受けた資格取得を目的とする養成期間において2年以上修業する母子家庭の母に対して高等技能訓練促進費を支給する。	平成 22 年度	現状 と 課題	・平成21年度実績は2人(平成21年10月末現在)。 ・母子家庭の母の就労の相談は増えています。 ・情報提供を行い、資格取得することにより就労に結びつくよう支援しています。		
				平成 26 年度	方針	今後も母子家庭の母の自立を促進し、就労を支援していきます。	目標	—
3	継続	母子生活支援施設の措置	・18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に児童福祉施設に措置を行う。	平成 22 年度	現状 と 課題	・平成21年度措置の実績はありません(平成21年10月末現在)が、母子家庭の母の経済的な問題や住まいの相談は増えています。 ・情報提供を行い適切な保護に結びつくよう支援しています。		
				平成 26 年度	方針	母子家庭の母に情報提供を行い、適切な保護に結びつくよう支援します。	目標	—
4	継続	母子寡婦福祉資金の貸付	・母子家庭及び寡婦の生活安定とその児童の福祉を図るため各種資金貸し付けを行う。 ※貸付実施は県が行う。	平成 22 年度	現状 と 課題	・生活が不安定な母子家庭等や自立に向けた活動を行う母子家庭へ情報提供を行っています。		
				平成 26 年度	方針	生活が不安定な母子家庭等や自立に向けた活動を行う母子家庭への貸付により、母子家庭の生活の安定を図ります。	目標	—

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)					
				平成 22 年度	現状 と 課題	平成 26 年度	方針	目標	
5	継続	児童扶養手当の支給	・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童がいる母子家庭等に支給する。	平成 22 年度	・受給者(平成21年3月末現在) 357人 ・制度について市の広報で周知を図り、母子家庭等に情報提供を行いました。 ・母子家庭等への経済的な支援により、生活の安定と自立の促進を図っています。 ・平成22年8月から、父子家庭も対象となります。	平成 26 年度	母子家庭の生活の安定と自立を促進するため継続して実施し、充実を図ります。	目標	—
6	継続	ひとり親等医療費助成事業	・母子(父子)家庭の母(父)及び児童が、健康保険により病院などの医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担金を助成する。	平成 22 年度	・受給対象者数(平成21年3月末現在) 1,138人 ・制度について市の広報で周知を図り、ひとり親家庭に情報提供を行いました。 ・ひとり親家庭等への経済的な支援により、生活の安定と自立の促進を図っています。	平成 26 年度	ひとり親家庭の経済的支援により生活の安定と自立の促進を図ります。	目標	—
7	継続	ひとり親家庭等の相談体制の整備	・ひとり親家庭等のさまざまな相談や就業の相談に早期に対応し、支援体制を整備する。	平成 22 年度	・母子自立支援員を配置し、ひとり親家庭のさまざまな相談や就労支援の相談に対応しています。 平成21年3月末 相談件数 315件	平成 26 年度	ひとり親家庭の相談に適切に対応し、生活の安定を図ります。	目標	—

(2) 障がいのある子どもへの支援

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。障がい児を抱える親への支援として、相談機能を強化し、育児疲労、不安感等精神的負担の軽減に努めます。また、障がい児親の会の活動を引き続き支援します。

さらに、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等教育、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行います。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)		
				現状と課題	方針	目標
1	継続	総合的な教育支援体制の整備	・小・中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を推進。	平成22年度		・各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、特別な支援を必要とする児童生徒に子どもサポーターを配置しています。 現在、小城市の子どもサポーターは20人いて、児童生徒との1対1の対応を原則としています。毎年、支援を必要とする児童生徒の数が増加しており、サポーターの数が足りなくなってきた。 ・小城市内の小学校に通級指導教室2学級(言語、情緒)を開設し、一人ひとりに応じた支援を行っています。
				平成26年度	学習場面等において集団活動が機能しにくいと判断される場合、もしくは身体の状態において個別の支援が必要であると判断した場合、小城市教育委員会学校教育課より派遣します。	主体的な活動を援助・支援する学習指導の工夫改善を目指します。
2	継続	自立支援給付及び地域生活支援事業	・障がい児の状況等に応じて居宅介護、外出に伴う支援(行動援護、移動支援)、児童デイサービス、短期入所(宿泊、日帰り)等の福祉サービス事業を提供する。	平成22年度		・児童福祉法、障害者自立支援法に基づき、その障がい児及び家族の状況に応じた適正なサービス量を支給しています。 ・サービスが必要な児童に対し、適正な量のサービスが提供できるよう制度の正しい知識の普及に努めます。 ・春休み、夏休み等学校が休みになると短期入所の需要が増えますが、利用できる施設に限られており利用しづらいとの意見があります。
				平成26年度	児童福祉法、障害者自立支援法に基づきその障がい児及び家族の状況に応じた適正なサービス量を支給します。	・障がい児を持つ親が安心して住みなれた地域で障がい児の養育にあたるよう、相談支援体制を充実します。 ・短期入所利用が困難な場合は、自立支援給付及び地域生活支援事業や児童クラブの利用を検討します。

第5章 計画の具体的展開

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)			
				現状と課題	方針	目標	
3	継続	特別児童扶養手当事業	・精神や身体に障がいをもつ20歳未満の児童の養育者に支給する。	平成22年度	現状と課題	・精神や身体に障がいをもつ20歳未満の児童の養育者100人に支給しています。 ・制度を知らず申請を行っていない養育者に対し、周知方法を検討する必要があります。	
				平成26年度	方針	引き続き、精神や身体に障がいをもつ20歳未満の児童の養育者に支給していきます。	目標
4	継続	障害者療育キャンプ等参加助成事業	・障がい者等が療育のために参加する宿泊を伴うキャンプ費用について1泊につき3,000円を助成する。	平成22年度	現状と課題	・事業制度を広報等で周知が必要です。	
				平成26年度	方針	引き続き、障がい者等が療育のために参加する宿泊を伴うキャンプ費用について1泊につき3,000円を助成します。	目標
5	継続	障がい児支援に関する施策の周知徹底と住民理解のための広報	・地域住民に身近な行政として、障がい児に対する支援体制の整備、住民理解のための啓発活動に努める。	平成22年度	現状と課題	・障害者手帳、療育手帳取得時に「障害者ハンドブック」を渡し、制度の周知に努めています。 ・広報誌により障がい児福祉サービスを紹介します。 ・障害者手帳、療育手帳の交付を受けたばかりの保護者は精神的に不安定であるため、すぐにサービスを受けない場合があります。また、障がい児への住民理解を促進するための啓発活動を更に進める必要があります。	
				平成26年度	方針	行政、障がい福祉サービス提供事業所、民生委員、区長、学校、ボランティア等とのネットワーク作りを行い、支援体制の整備に努めます。	目標
6	新規	発達障害児支援調整会	・発達障がい児、気になる子への対応を保育士、幼稚園教諭に研修してもらい、障がい児への対応を理解して支援できるようにする。	平成22年度	現状と課題	・市内の保育園・幼稚園・託児所の保育士、幼稚園教諭に対し研修を行なっています。(年5回実施) ・保育園・幼稚園・託児所と連携をとりながら支援しています。	
				平成26年度	方針	今後も継続し内容の充実を図ります。	目標
7	新規	事故防止啓発事業	・健診時にパンフレットを配布し周知を図る。	平成22年度	現状と課題	・乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診でパンフレットを配布します。 ・パンフレット配布数：1,297枚	
				平成26年度	方針	今後も継続し内容の充実を図ります。	目標

(3) 児童虐待等対策の充実

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築を推進します。

特に住民に最も身近な市町村における虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関のみならず、NPOやボランティア団体なども含めた幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、積極的に設置を推進していきます。

また、母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備など、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進していきます。

さらに、ドメスティック・バイオレンス（DV：恋人や夫婦間など、信頼している人からの暴力のこと）についても、社会的に大きな影響を与える問題として認識も高まり、2001年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、警察、女性センター、婦人相談所等と協力しながら発生予防、早期発見・早期対応、被害者保護を図っていきます。

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)							
				平成 22 年度	現 状 と 課 題	平成 26 年度	方 針	目 標			
1	継続	つどいの広場(再掲)	・主に乳幼児(0~3歳)をもつ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、問題解決への糸口となる機会を提供するのが「つどいの広場」です。主な内容としては、子育て親子の交流、集いの場を提供すること、子育てアドバイザーが、子育て・悩み相談に応じること、地域の子育て関連情報を、集まってきた親子に提供すること、子育てサポーターの講習を実施することなどがあります。	平成 22 年度	現 状 と 課 題	・児童センター、保健センター(アイル)に保育士が常駐し、乳幼児室、母子室、児童ふれあい室を開放して、保育士等による子育て相談、親子遊び、講師による講座を実施しています。週4日以上。 ・同年代の交流や親子のふれあいをとおして楽しい子育てができるよう支援しています。	平成 26 年度	方 針	今後も子育て親子のつどいの場として提供し、充実を図ります。	目 標	—
2	継続	子育て支援総合コーディネーターの配置(再掲)	・地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を地域子育て支援センター、NPO等への委託等により配置し、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行います。	平成 22 年度	現 状 と 課 題	・市社会福祉協議会に委託し事業を実施しています。 ・コーディネーターは小城保健福祉センター桜楽館と声刈保健福祉センターひまわりに各1人ずつ配置しています。	平成 26 年度	方 針	今後も継続して実施し、充実を図ります。	目 標	—

番号	新規 拡充 継続	事業名	事業内容	現状と課題及び今後の目標(数値については平成20年度実績)		
				現状 と 課題	方針	目標
3	継続	児童虐待防止ネットワーク事業や乳幼児健診における育児支援強化事業などの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親の育児不安等の解消を図りますとともに、虐待等の問題に早期に対応するため、地域の実情に応じて、児童虐待防止ネットワーク事業や乳幼児健診における育児支援強化事業などのメニュー事業(育児等健康支援事業)を選択して実施</li> </ul>	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会を開催し、各機関の役割、連携のあり方の確認を行い、要保護児童対策地域協議会実務者会では児童虐待のケースの検証等を行っています。</li> <li>・市内の各関係機関の児童虐待に係る研修会等を実施しています。</li> </ul>	
				平成26年度	要保護児童対策地域協議会のネットワークの連携を強化し、早期発見早期対応を図ります。	—
4	継続	相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや不登校、児童虐待などの問題に早期に対応する家庭相談員を配置し、相談、支援体制を整備する。</li> </ul>	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童のさまざまな相談に対応し、個別のケースについて支援を行いました。</li> </ul> 相談体制 家庭相談員2人 相談件数 実人数 80人 相談延べ 729件	
				平成26年度	要保護児童のさまざまな相談に対応し、個別のケースについて支援を行います。	—





第6章  
資料

---

## 第6章 資料

### 1 全国共通で設定が期待される事業項目と目標水準

(後期行動計画対策の手引きより抜粋 平成21年3月)

#### (1) 全国共通で設定が期待される事業項目と設定方法

下記の事業については、全国共通に、市区町村単位でニーズ量を把握し、目標事業量を設定することとする。ただし、地域における活用可能な資源の状況等により、今後も実施見込みのない事業については、目標事業量を設定しないことは可能である。その場合、設定しない理由を都道府県に報告することとする。

事業名	目標単位	
①通常保育事業	人	} 人
②特定保育事業	か所	
③延長保育事業	か所	} 人
④夜間保育事業	か所	
⑤トワイライトステイ事業	か所	
⑥休日保育事業	か所、人	
⑦病児・病後児保育事業	か所、日数	
⑧放課後児童健全育成事業	か所、人	
⑨地域子育て支援拠点事業（ひろば型、センター型、児童館型）	か所	
⑩一時預かり事業	か所、日数	
⑪ショートステイ事業	か所	
⑫ファミリーサポートセンター事業	か所	

保育関係のサービスについては、昼間帯（①及び②）と夜間帯（③～⑤）の2グループに分け、潜在ニーズ量を把握し、目標事業量設定の段階で、各市区町村の事業所数等を勘案し、それぞれのサービス毎に分けて設定する。

ショートステイ事業については、市区町村が潜在ニーズを把握し、都道府県に報告。都道府県が広域で調整し、市区町村が目標事業量を設定する。

「職業生活と家庭生活との両立の推進」を目的とした働き方等の見直し（ワーク・ライフ・バランスの実現）に関しては、当該分野における取組が地域によって異なるため、個別事業単位で共通の目標を設定することは難しいと考えられることから、自治体単位で、少なくとも1つ以上の施策レベル単位の目標を設定することが望ましい。

また、社会的養護体制の充実に係る施策については、都道府県において、策定指針に基づき、必要な目標事業量を設定することが望ましい。

事業の目標年は、「潜在的なニーズ量」については、新待機児童ゼロ作戦（以下「新ゼロ作戦」）との整合性を図るため、新ゼロ作戦の最終年である2017（平成29）年の目標とし、足下の事業目標については、後期行動計画の最終年である2014（平成26）年とするが、通常保育と放課後児童健全育成事業については、新ゼロ作戦の集中重点3カ年の最終年である2010（平成22）年も示すこと。

2017年の目標設定にあたっては、ニーズ調査で把握された潜在ニーズ量に、将来の人口動態を加味して設定することが望ましい。なお、目標事業量は、自治体における施策の点検・評価結果により、計画期間中にも見直しがあり得ることに留意する必要がある。

◆保育サービスの事業目標値一覧表

事業名	単位	平成 21年度 (実績)	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
通常保育事業 (入所児童数)	児童数	990人	990人	998人	1,005人	1,013人	1,020人
	か所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
延長保育事業	定員	41人	44人	47人	50人	53人	56人
	か所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
病児・病後児保育事業※1 〔施設型〕	定員	(8)人	(8)人	(8)人	(8)人	(8)人	(8)人
	か所	(2)か所	(2)か所	(2)か所	(2)か所	(2)か所	(2)か所
一時預かり事業	定員	0人	0人	0人	0人	0人	2人
	か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	定員	390人	390人	390人	390人	390人	390人
	クラブ数	9クラブ	9クラブ	9クラブ	9クラブ	9クラブ	9クラブ
ショートステイ事業※2	定員	人	人	人	人	人	人
	施設数	(4)か所	(4)か所	(4)か所	(4)か所	(4)か所	(4)か所
ファミリー・サポート・センター	か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
地域子育て支援センター	か所	1か所	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
つどいの広場	か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
児童館数	か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※1=( )は、佐賀市との協定により、佐賀市内の施設に委託している数

※2=( )は、佐賀市、嬉野市との協定により、佐賀市内3施設、嬉野市内1施設に委託している数

## 2 小城市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項の規定に基づき、小城市における次世代育成支援策の推進を図るため、小城市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小城市次世代育成支援地域行動計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策の推進に関し小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内保育園保護者代表
- (2) 市内幼稚園保護者代表
- (3) 小学校保護者代表
- (4) 小学校長代表
- (5) 主任児童委員代表
- (6) 母子保健推進員代表
- (7) 市内事業所関係者
- (8) 子育て支援機関代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会子ども課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年8月1日から施行する。

## 3 小城市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿(平成21年度)

(順不同)

		団 体 名	氏 名	摘 要
1	会長	小学校長代表	野 田 正 博	桜岡小学校
2	副会長	主任児童委員代表	水 田 瑞 子	芦 刈 町
3	委員	母子保健推進員代表	鍵 山 康 子	牛 津 町
4	委員	小学校保護者代表	福 元 光 弘	桜岡小学校
5	委員	市内事業所関係者	大 橋 勝	牛津芦刈商工会
6	委員	保育園保護者代表	芦 原 由 美	さくら保育園
7	委員	幼稚園保護者代表	靄 本 栄	芦刈幼稚園
8	委員	子育て支援機関代表	船 津 由美子	子育て相互支援センター代表





小城市次世代育成支援  
後期地域行動計画

平成 22 年 3 月

小城市教育委員会こども課

〒849-0302 小城市小城町 253 番地 21 (小城庁舎)

電話 0952-73-8821

F A X 0952-73-8812